

平成28年第3回砂川市議会定例会
決算審査特別委員会

平成28年10月3日（月曜日）第1号

開会宣告

開議宣告

議案第20号 平成27年度砂川市一般会計決算の認定を定めることについて

議案第21号 平成27年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を定めることについて

議案第22号 平成27年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を定めることについて

議案第23号 平成27年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を定めることについて

議案第24号 平成27年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を定めることについて

議案第25号 平成27年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を定めることについて

散会宣告

○出席委員（11名）

委員長 辻 勲 君
委員 増井 浩一 君
増山 裕司 君
武田 真 君
水島 美喜子 君
小黒 弘 君

副委員長 佐々木 政幸 君
委員 多比良 和伸 君
中道 博武 君
武田 圭介 君
北谷 文夫 君

（議長 飯澤 明彦）

○欠席委員（0名）

○ 決算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂川市長 善岡 雅文
砂川市監査委員 栗井 久司
砂川市監査委員 沢田 広志

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

| | |
|--------------------|------|
| 副市長 | 角丸誠一 |
| 総務部長兼会計管理 | 熊崎一弘 |
| 総務課長 | 安田貢 |
| 総務課副審議監 | 山形讓二 |
| 市長公室課長 | 安原雄秀 |
| 市長公室課副審議監 | 畠山守 |
| 政策調整課長 | 井上守一 |
| 税務課長 | 為国修一 |
| 会計課長 | 川端幸久 |
| 市民部長 | 中村正人 |
| 市民生活課長 | 東正史 |
| 社会福祉課長兼子ども通園センター所長 | 近藤恭幸 |
| 介護福祉課長兼ふれあいセンター所長 | 吉川美幸 |
| ふれあいセンター副審議監 | 松原明美 |
| 経済部長 | 福士勇治 |
| 商工労働観光課長 | 山下克己 |
| 農政課長 | 小林哲也 |
| 建設部長 | 湯浅克己 |
| 土木課長 | 荒木政宏 |
| 建築住宅課長 | 金丸秀樹 |
| 建築住宅課副審議監 | 渋谷正人 |
| 病院事務局長 | 氏家実 |
| 病院事務局副審議監兼医事課長 | 朝日紀博 |
| 管理課長 | 山川和弘 |
| 管理課技術長 | 大内文雄 |
| 経営企画課長 | 渋谷和彦 |
| 地域医療連携課長 | 山田基 |
| 附属看護専門学校副審議監 | 細川仁 |
| 研修管理室副審議監 | 森田康晴 |

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

| | |
|-----|-----|
| 教育長 | 高橋豊 |
|-----|-----|

教 育 次 長 河 原 希 之
兼 ス ポ ー ツ 振 興 課 長

社 会 教 育 課 長 今 崎 大 三
兼 公 民 館 長
兼 函 書 館 長

給 食 セ ン タ ー 所 長 橋 加 奈 子

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

監 査 事 務 局 長 堀 田 一 茂

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 熊 崎 一 弘

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 次 長 安 田 貢

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

農 業 委 員 会 事 務 局 長 福 士 勇 治

農 業 委 員 会 事 務 局 次 長 小 林 哲 也

7. 本議会の事務に従事する者

事 務 局 長 峯 田 和 興

事 務 局 次 長 佐 々 木 純 人

事 務 局 主 幹 山 崎 敏 彦

事 務 局 係 長 渡 部 秀 樹

開会 午前 9時56分

◎開会宣告

○委員長 辻 勲君 おはようございます。

委員会を開会する前に、説明員の欠席について副市長から報告の申し出がありますので、ここで報告を受けたいと思います。

副市長。

○副市長 角丸誠一君 決算審査特別委員会における説明員の欠席についてご報告いたします。

教育委員会学務課長、大西俊光につきまして病気入院中のため、当委員会欠席となります。学務課所管部分につきましては、教育次長等で対応してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上であります。

◎開議宣告

○委員長 辻 勲君 これより議事に入ります。

本委員会に付託されました議案第20号 平成27年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて、議案第21号 平成27年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第22号 平成27年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて、議案第23号 平成27年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第24号 平成27年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて、議案第25号 平成27年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについての6件を一括議題とします。

お諮りします。審査の方法としては、まず一般会計より行うこととし、歳出を款項ごとに、続いて歳入の審査の順で行い、次に特別会計の歳入歳出、事業会計の収入支出を一括審査する方法で進めたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

これより議案第20号 平成27年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについての審査に入ります。

それでは、116ページ、第1款議会費、第1項議会費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。120ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、ご発言ありませんか。武田圭介委員。

○武田圭介委員 それでは、何点か質疑をさせていただきます。

まず、121ページでありますけれども、いろんなところでお金がかかっているという

のはわかるのですが、秘書事務に要する経費の中の交際費についてでありますけれども、市長交際費を指しているのだらうと。それで、上限が200万程度で予算化されているのですけれども、平成26年度決算よりも約60万円程度増額になっているのですが、平成27年の交際費の支出状況としてそれだけ増額になった要因といったところはどこにあるのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 毎回ホームページ等で公表しております市長交際費に関するご質問だと思います。

ちょっとお待ちください。

〔「個別のものじゃなくてカテゴリー的なもので結構です。例えば会費とか、そういう形」との声あり〕

懇親会等の経費が昨年より件数とともにふえたという記録があるのですけれども、ちょっとお待ちください。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長 辻 勲君 暫時休憩します。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時05分

○委員長 辻 勲君 休憩中の委員会を再開します。

武田圭介委員の質疑に対する答弁を行います。

市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 一般的には冠婚葬祭費がふえております。あと特別なものでいえば、スマートインターチェンジの祝賀会等がございましたので、その辺で増加しております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 当然いろいろと、市長という立場であって対外的にどンドン役所から出ていていただいて、いろんな方々と交流を持つということはいいと思うのですけれども、今ほど答弁にもありましたように、特に葬祭の部分がふえているというのは私も感じる所でございます。特に本市にとってすごく貢献された方が何人もお亡くなりになったというようなこともあるのですけれども、交際費には当然使途基準というものもあろうかと思えます。また、砂川市にとって待望のスマートインターが開通したわけでありましてけれども、こういう交際費を使うというのは単なる社交儀礼的なものではなくて、今後市政の発展等につながるような人脈づくりですとか、いろんな方々との交流を持つことによって、特にトップが交流を持つことによって企業誘致等にもつながることもありますので、今現在の使途の中では私もホームページ上で公開されているものを見る限りでは葬祭とかお祝いの席上のものが多いと思うのですけれども、確認ですけれども、交際費の支出の中では

もうちょっと幅広い使い方というものができると思ったのですけれども、例えばいろんな活動にかかわることによってできると思うのですが、その辺というようなもので支出が今後ふえていくというようなことというのはこの中では先ほどスマートインターの件だけありましたけれども、特に前年度に比べて60万円ほどふえたというのは、全部が全部スマートインターとか葬祭の関係ではないと思うのですが、その辺の状況というのはどのようなになっていますか。

○委員長 辻 勲君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 申しわけございません。ただいま資料が見つかりましたので、詳しいことを申し上げます。26年度と27年度を比較いたしまして、件数では弔慰金等が14件ふえて38万9,000円ぐらいアップしています。あともう一点、記念品等、そちらのほうも件数でいきますと19件ほどアップしてまして、金額でいきますと大体三十五、六万程度上昇しております。今ほどのご質問、当然今後も幅を広めたというか、柔軟な対応ということは十分考えられるのですけれども、こちらのほうは公金ですので、毎月毎月ホームページ等で報告しております。その辺は今後においてその状況に応じた支出になると思うのですけれども、その辺を状況に応じて検討してまいりたいと思います。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 どこも普通横並び的にいろんな冠婚葬祭ですとか、そういったところに使われる例が圧倒的に多いのですけれども、本来の交際費の趣旨から考えると、そういったことに主眼を置かれるよりは、今も答弁にあったように公金ですから、もう少しいろんな形で人脈が広がるような、そういったような使い方をされていくほうがいいのかというふうに思っていますけれども、それは支出する側も考えることでありますので、この辺についてはわかりました。

それから、同じく121ページで秘書事務に要する経費と職員事務に要する経費で、当然我々予算を審議し、それから審査を行いますけれども、それで予算を通してあります。この決算の調定が出てくるに当たって、その他の経費ということで一くりにされて秘書事務に要する経費では372万5,991円、職員事務に要する経費では105万203円というふうに上がってくるのですけれども、多分何か一つのもので大きなものとしてここに支出されたというわけではなく、いろんなものが積み重なってその他の経費となってくると思うのです。確かに予算のときには審査はしていますけれども、決算のときのこの費目で見ると、金額だけが大きくなっていて、この大きな中身というものが決算書の中から読み取れないのですけれども、その辺の特に支出の大きなものというのがわかれば、教えていただきたいと思います。

○委員長 辻 勲君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 秘書事務に要する経費の中のその他の経費に対するご質問

だと思えます。比較的大きなものでいいますと、普通旅費が約230万円ぐらい、あと消耗品が31万7,000円程度、印刷製本費21万6,500円、この3つが大きなものだと思っています。

○委員長 辻 勲君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 それでは職員事務に要する経費のその他の経費の内容についてご答弁申し上げます。

105万203円の内訳でございますが、大きなものといましては普通旅費で61万1,890円、印刷製本費、追録等ではありますが、12万5,939円、採用試験に当たっての委託料20万3,256円等でございます。普通旅費が60万を超える額ということにつきましては、職員係の出張等もございますけれども、平成27年度より北海道経済産業局に職員を1人派遣してございますが、この派遣職員の給与、旅費等につきましては当市が負担するというのでの派遣になってございますので、その分の増が大きいという内容になってございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 特にこの2つの中で大きな要因が旅費ということなのですが、これは我々議員も同じことなのですが、今公金の支出に対して市民の皆さんの目というものは非常に厳しい目で見えておりますので、旅費というのは正当な活動として行っているものに使われていると思っておりますので、旅費が費目の中で大きいのであれば、旅費だけの項目立てをしてもいいのかなというふうに思うのですが、その辺というのはその他の経費に入れないとまずいものなのではないでしょうか。

○委員長 辻 勲君 政策調整課長。

○政策調整課長 井上 守君 決算書のつくりと申しますか、予算書のつくりのことからスタートするのでございますけれども、今その他の経費でくくられているものにつきましては、主に事務的経常経費という形でくくられておまして、その中でも軽微、大きなものというふうな形で今説明があったところでございます。旅費につきましても事業に係るものにつきましては普通旅費とかという形で計上しているものもございまして、例えば庶務事務でいいますと消耗品費でも事業費という形での捉えであれば頭出しという形をしてございますので、あくまで予算書、決算書に係る表記の仕方としましてその他の経費でくくられるものは事務的経常経費という形でくくっているところでございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 事務的経常経費ということは当然理解できますけれども、旅費という形で仮に項目立てをすると、特に決算ですから、どれぐらいの旅費の件数で、どういったところに行ったのかとか、件数がどれぐらいあったのかというのは金額からも逆算することができる。つまりそれは透明化につながるというふうに思うのですが、多分今も答弁あったように、あるところでは、つまり一般の市民の方から見るとわかりづらいのです。

情報公開コーナーとかにもこの決算書を置いてありますけれども、我々議員が見てもなかなかわかりづらいものを一般の方々にも透明性を高めようということで情報公開しようと思ったときに、その他の経費の中に事務の義務的なものが含まれているといってもなかなか普通の市民の方はわからないので、予算書、決算書をつくるというのは行政的な見方というので当然それなりの慣例、慣習というものもあると思いますし、ルールも決まっていると思いますけれども、議会だけに対してこの決算書を示すという意味ではなく、一番見ていただきたいのは市民の皆さんですから、そういったところも意識したつくりが必要になってくると思いますので、この辺今ここで何か答えが出るものではないと思いますので、そういったようなことを意識していただきたいなというふうに思っております。

それから次に、123ページ、職員研修に要する経費ということで、平成26年度決算より36万円程度ふえております。これは、昨年増山議員の一般質問で接遇研修のことが取り上げられたと思うのですが、接遇研修という形で昨年たしか全職員を対象に研修が行われたことがありましたけれども、その研修があったからこの金額が36万円程度増加しているのかどうかということなのですが、その辺どうなっているのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 職員研修に要する経費の講師謝礼について43万2,000円という決算になってございますけれども、このうち接遇研修に要した部分が17万2,800円、そして人事評価制度に関する説明会での講師の謝礼が25万9,200円という内訳になってございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 特に前者のほうの接遇研修なのですが、私は直接の一般職の公務員ではないのですが、役所によく来ている中で、研修を受けて何か特別に大きく変わったというような様子が見えないのですが、研修を行った以上その研修の成果というものが随所に出てきているようなものなのかどうかというのは、この金額をかけて外部から講師を呼んで、全職員がその研修を受けたということですから、その辺研修を実施した主体の総務課としてはどのように評価、分析をされているのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 なかなか接遇研修の成果が見えていないということにつきましては、真摯に受けとめなければならない点でございますけれども、この接遇研修の受講後、講師の先生は人材派遣、研修を専門とする民間会社の講師の先生においでいただきまして2日間、2時間にわたる講習を受講いたしました。終了後には職員にアンケートの記入を求めまして、例えばお客様に相對するときにお客様にどのようにすれば伝えるべきことが正確に伝わるのか、お客様は一人一人受けとめ方が違うので、その対応、態度、目線、そういった接客に対しての基本的なことは改めてこの場で大変勉強になったと。また、講師の先生から、おいでになられる市民の方は市役所を選ぶことはできず、砂川市民の方は

皆さん砂川市役所においでになるということを改めて職員は考えるべきでありますというご指摘も受けて、そういったこともアンケートの中ではしっかりと認識しながら接客をしなければならぬという旨の回答が多数寄せられてございますので、そういった点では改めて職員の意識の変革につながっているものとは考えてございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 順番が前後しましたがけれども、特に接客研修について、どのような研修内容だったのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 講習の中身は、接客とはという基本的なところから、例えばこういった場面では皆さんはどのように考えますか、どのように対応しますかという受け身の側の気持ちにもなる、そういった座学だけではない実際に体験する疑似体験も交えての講習を受講したところでございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 疑似体験ということですから、職員同士がそれぞれ窓口に来る市民の方の役を演じたり、実際に職務に携わっている方は職務に携わっている立場での接客の研修というような形で行われたと思うのですが、それぞれいる部署によって来る方も違うと思うのですが、全体研修でやるとどうしても画一化、パッケージ化された研修になると思うのですが、そういう個々別々、例えば市民部の戸籍とか、あと税務の窓口とか、そういったようなところに来られる方と総務の契約管財とかに来られる方というのは全く目的も違いますし、接客の仕方も若干、どうしても総務の契約管財になれば業者的な方のほうが多いと思いますので、そういったようなところの個別の接客研修というようなものはこの研修の中にはそうしたら入っていなかったという理解でよろしいですか。

○委員長 辻 勲君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 ご指摘のとおり、今回の研修につきましては職員が各部署から集まったの集合型の研修でございますので、そういった部署ごとの対応が分かれるという形ではなく、疑似体験についても、例えば今から説明することについて受けとめる側は全く無反応でにこりともせず、もし何の反応もしなかったときに説明する側がどう受けとめるのか、また相手側がどのようなことを考えているのか、そういったことを実際に体験してみましようという内容で実施されたものでございますので、部門別という形にはなってございません。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 たとえ部門別ではなく、今も答弁の中で少し触れられていましたけれども、相手が無反応であるとか、逆に、これは市の職員で働いている立場として一生懸命やっているのにいわれのない非難を受けるというか、俗に言うクレームみみたいな人もいらっしゃると思うのです。そういったような方に対応するというようなことはこの接客研修

の中には、全体の研修としては必要だと思うのですが、それも今の答弁では含まれていないと。今後いろんな研修計画の中で考えていかないといけないことなのかもしれませんが、昨年の全体の接遇研修の中で行われたことに関していうならば、そこは含まれていないという理解でよろしいですか。

○委員長 辻 勲君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 そういった形でのいわれなきご批判、叱責に対するの対応という内容までは、2時間の講義でございますので、そこまでは含まれてございません。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 私以前1期目の議員のときに市役所の窓口にすごい市民の方が来られていて、見ていても職員の方はよく耐えているなというふうに思ったこともあったものですが、無理に卑屈になることはない。正しいことは正しいこととして、市民の方が理不尽なことを言っていれば、そこはいろいろと衝突してもしっかりとやっていかないといけないこともあるわけですから、研修の中では特にそういったような研修が含まれていないということでしたので、これはまた別の機会に聞くことにします。

次に、同じく123ページ、法制事務に要する経費ということで顧問弁護士委託料として64万8,000円と上がっていますが、これは数年前の決算委員会だったと思いますけれども、別の委員の質疑のやりとりで、顧問弁護士として委託を受けている方というのは滝川の丸山弁護士だと思うのですが、それは今でもかわっていませんか。

○委員長 辻 勲君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 委託している顧問弁護士につきましては、滝川の丸山弁護士にお願いしているところでございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そのときのやりとりの記録を見ると、当時は滝川市に丸山さんしか弁護士さんがいらっしやなかったと、しかしながら今は小寺さんという法律事務所ができて、弁護士も複数いるようになりました。その当時のやりとりは、要はこの顧問料がどうなのだというので、当時の答弁では、滝川には丸山さんしかいませんでしたし、全道平均のほかの自治体の顧問料と比べてもこの金額というようなものは妥当な金額であるというような答弁が出ていたのですが、今それから数年たってみますと弁護士もふえてきていますし、顧問料も大分下がってきているところもあります。それから、弁護士さんも当初の数年前の状況と違いまして、滝川にも複数の弁護士さんがいるようになったと。当然弁護士ですから信用業なので、そろそろかえるというわけにはいかないわけでありませうけれども、例えば砂川で過去に経験した空知太神社訴訟や富平神社訴訟のような訴訟があった場合には訴訟追行として別の弁護士がつくわけであって、顧問弁護士とは全く別の弁護士を依頼することになります。ですので、顧問弁護士ということの職務内容を考えれば、多分職務上の法制にかかわることで相談をするときに顧問弁護士として相談を受ける

のかなと。であるならば、この弁護士の委託というのはいかなる形でされているかわかりませんが、先ほど言いましたように弁護士がこの地域1人の状況から複数の状況になりましたので、場合によってはこの委託料というものを交渉することができるのかなというふうに思うのですけれども、これはずっと決算で見ると額的には変わっていないので、このまま惰性できていると思うのですが、その辺というのは総務課としてどのようにお考えになっていますか。

○委員長 辻 勲君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 顧問弁護士委託料そのものについてでございますけれども、まず丸山先生にお願いしているということにつきましては、当初は確かにお一人しかいらっしやなかった状況が現在は複数いらっしやるという点はあるかと存じます。ただ、当時最初をお願いしたときにも、丸山先生に滝川市や赤平市も顧問弁護士をお願いしていると、非常に行政に関しての相談の対応に精通なされていらっしやる。また、現在各原課のほうで相談案件をそれぞれお伺い、または電話でご相談申し上げてございますけれども、砂川市内の行政事情にも精通なされていられるといった点からは引き続き丸山先生にお願いしているところでございます。顧問料については、電話も含めていざというときに即時に対応いただけるといった側面も含めてお願いしているところでございますから、これより安価にというのはなかなか難しいのではないかと考えているところでございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 今ほど答弁いただいて、それはわかったのですけれども、職務上法制にかかわることで平成27年度、各原課もいろんな問い合わせをしているということだったのですが、この件数的なものというのはどれぐらいあるのかというようなことと、職務上法制にかかわることということで過去には答弁いただいているのですが、例えば条例を起草するときとかというのは、この顧問弁護士の方にアドバイスをいただくというようなことは今の契約内容ではできないのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 平成27年度で相談件数の実績で申しますと、10件を丸山弁護士に相談しております。また、その10件はさまざまな事案についての対応についての権利関係等、法令の専門的なアドバイスをいただいているところでありますが、条例の制定関連についてはこれまで相談した経過はございませんけれども、内容によっては、先生に基本的にはお受けいただけるという姿勢でお願いしてございますので、事案によろうかと思えます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 次に、情報公開等に要する経費9,740円です。すごく細かいのですが、この中身って何でしょうか。予算で計上されていたときには情報公開審査会を開かれるための委員報酬として計上されていたと思うのですが、審査会を開いたに

してはちょっと安過ぎるし、何か中途半端な感じがするのですが、この中身を教えてください。

○委員長 辻 勲君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 この情報公開等に要する経費の9,740円は普通旅費でありまして、職員が個人情報保護事務研修会等に参加するための出張旅費でございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 わかりました。そうすると、情報公開審査委員の審査会を開いて何とかというわけではないということですね。

次、125ページでありますけれども、ホームページシステム導入事業ということで委託料486万円ということなのですが、ここの不用額を見ると147万5,780円となっていると。これは多分入札等による執行残なのかなというふうには思うのですが、ぱっと見ると、お金を全て何でもかければいいというわけではないのですけれども、147万5,000円も不用額として発生するのだったら、逆を言えばこれだけのお金をかけたらもっとすごいことができたのではないのかなというふうには思うのですけれども、その辺これを委託するに当たって市のほうの考えとしては、額は当然安いにこしたことはないのですけれども、ただ余りにも不用額として発生したものが大きかったものですから、その辺どのようにお考えになっていきますか。

○委員長 辻 勲君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 ホームページのリニューアルに関することだと思います。実際こちらのホームページの業者選定は3社のプロポーザル方式で選定いたしました。プロポーザル方式というのは、価格だけではなくて、当市が行っていただきたい業務をプレゼンを受けまして判断しております。その中で今ご指摘のように百何十万か不用額になったのですけれども、その金額ありきではなくて、砂川市が求めている機能等が確実にできるということがプレゼンを通してわかりましたので、そういった全てを含めて今の選定業者に決めた次第でございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 なかなか難しいとは思いますが、そうすると、例えば市が入札を行うプロポーザル方式でいいのですけれども、行うに当たって当然ある程度の予定価格というものを積算していると思うのですが、これだけ金額が落ちるとなると、むしろもう少し安い額で入札をすとか、予定価格を決めるとか、あるいは別の形で、約150万近くありますから、またホームページとかのネットワークの充実というところでお金をかけることができたのかなと思うのですけれども、この辺当然一般的な相場とか、いろんなところの判断資料によって決めたと思うのですが、その辺というのは入札が終わった後に市として何か考えたとか、分析をしたりとか、評価したりということはなかったのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 その辺は、分析等々は行っていませんけれども、現実的なお話といたしましてプロポーザルで随意契約した後に、当然市としても機能とか、こういうことをできないだろうかという相談はしております。その中で、どうしても行ってほしいような機能がその金額の中でできないのであれば、100万を使って追加発注という方策もあったのですけれども、基本的にこちらの要求している事項等、細かい部分もそのときに契約した内容の中で遂行できましたので、結果的には使わないということになっております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 決算なのでその辺はまた別の機会で聞くとして、事務報告書を見ると、ホームページがリニューアルされた効果もあるかと思うのですけれども、毎年閲覧件数が上がっていて、一番最新のデータでは昨年度31万7,000件を超えているということなのですが、アクセス件数を指標としていろんなところを出していると思うのですが、アクセス件数の指標だけを達成したら、それだけホームページが見られているというふうに一般の人は判断しがちなのですけれども、実はこの中身を見ないとわからないわけです。つまり市役所内部からどれだけアクセス件数が多かったとしても、それは本当の意味でホームページの機能としてポータルサイト化して発信しているわけではなくて、内輪で見ているだけになりますから、その辺今IPアドレスとかというようなものの統計というのはとるのは簡単だと思うのですけれども、内部と外部を見たときに明らかに外部のほうが大幅にふえてきている。例えばどこかのポータルサイトから飛んで、リンクされてこちらにきているとかというような、そういったようなことというのは、ただ件数で指標として出すのではなくて、中身の分析として行われているのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 実はアクセス件数は、一般の民間企業のグーグル社のグーグルアナリティクスというソフトを使って行っております。その中で、どこのまちから何件アクセスですとか、例えばパソコンが何割、スマートフォンが何割といった指標がとれるようになっております。当然ご指摘のように今回リニューアルを機にアクセス件数がふえたというのもあるのですけれども、次回の事務報告を作成するときにはリニューアル後の件数が出せますので、例えばどこから何件ぐらい、あくまでもグーグル社の正確性がちょっとという問題はあるのですけれども、指標としては出せると思うので、今後検討したいと思います。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 特にグーグルは大手の検索エンジンですから、それはいろいろと今後のポータルサイトを活用していく上でも有効な参考資料となると思うので、単に件数でとどめるだけではなくて、そういったようなことをやっていただきたいと思います。

次に、127ページ、財産管理に要する経費のところで市有財産管理委託料ということで、26年度より50万円程度落ちているのですけれども、ここでいう市有財産の管理というのは従前と変わってなくて、多分いろんな保有している市有地の草の管理ですとか、樹木の剪定とか、そういったようなものになってくると思うのですが、これが金額的に落ちているというのは管理をする対象地域が減ったとかというわけではなく、たまたま年度的に手入れするものが少なくなったから減ったということなのではないでしょうか。

○委員長 辻 勲君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 財産管理に要する経費のうちの市有財産管理委託料執行の中身については、ただいまご指摘のありましたとおり、普通財産の管理に関しての樹木の剪定ですとか、草刈りですとか、雪おろし等でございますけれども、大きく昨年度に比べ減額になりましたのは、平成26年度は旧中央小学校の樹木を、これは非常に近隣の町内の方に木の葉っぱや花粉等が飛ぶということで、その樹木について高い部分を剪定いたしました。これについて専用の車等の手配があったものですから、68万ほど昨年度はかかってございますので、この分がないということでの減額でございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、そういう特殊な事情がない限り、大体平成27年度の決算で出ている額で平年は推移していくというような、今後のことは余り聞けないのですけれども、ずっと従前からそういったような形になっているというような理解でよろしいですか。

○委員長 辻 勲君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 基本的には市有地の草刈り等は大きく変動してございませんので、こういった額で推移するものと考えてございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 次に、135ページ、市民相談に要する経費ということで、弁護士の市民相談ですけれども、これは平成26年度で総数として47件、平成27年度で総数として55件なのですが、この傾向を見ると毎年一番多いのが消費者関係の相談であると、2番目に生活環境の相談が多いということで、傾向的にはずっと同じ傾向なのですが、消費者関係の法律相談があった場合には消費者協会とも連携するというようなことは事務報告書の中にも書かれていたのですが、実際問題として法律相談を受けたときに連携というのはその場に消費者協会の方も来ていただいて対応策を考えるのか、どういうふうに対応されているのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、消費者相談につきましては、先ほど申しましたとおり平成24年から消費者協会へ委託しているわけなのですが、事務報告に書いてございます消費者相談は市で月1回している市民相談だけではなくて、消費者協会でも

この中に含まれております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、必ずしも弁護士さんに相談しているだけではなくて、消費者協会の相談員の方の相談も含まれた件数という理解でよろしいですか。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 はい、そのとおりでございます。大体市民相談で多いのは、内訳でいいますとやっぱり離婚だとか相続関係、あとは自分が借金をしてしまっているというのが主な内容でございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 事務報告書を見てしまうと、今の答弁を聞かなかつたら市民相談だけで消費者関係も全部受けているのかなというふうに思ったのですけれども、そういうわけではないということがわかりました。市民相談を受けて、その後それがちゃんと弁護士さんの受任につながっていくのかどうかという、これはあとは個々人との契約の関係になっていくと思うのですけれども、市として場所を提供して弁護士さんを紹介して、はい、終わりですというふうには多分ならないと思うのですが、その後の状況といったようなものは何か市で把握しているものはないのか。それから、一番最初に質疑しましたけれども、消費者協会と連携をすることなのですが、消費者問題にかかわるような法律相談、あるいは逆に消費者協会に関する法的な相談が来た場合にはやっぱり専門家である弁護士さんに相談するほうがいいと思うのですけれども、その辺の連携というところはどこまで今市としては踏み込んでやっているのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、消費者相談につきましては、専門的な消費者協会のほうでも勉強してきた方が相談に3名当たっていただいているのですけれども、これにつきましては北海道の消費者センターということがございまして、ここに専門の相談員もございまして、消費者関係につきましては砂川市を通しまして道の消費者センターとやりとりをして解決方法などの助言をいただいたりしております。あと、一方市民相談のほうなのですけれども、これは従来は大体1人20分ぐらいというところでもございました。ただ、20分ぐらいということであれば本当の最初の相談の窓口にしてもちょっと少ないということで、今は30分までということで拡充はしてございます。ただ、その相談後にそれではほかの弁護士さんに相談したかどうかというのは、そこまでは把握はできていないのですけれども、どちらかというと先ほど言いましたとおり離婚についてだとか、相続はどうしたらいいのだということでもございますし、あとこのほかにも近隣でほかに相談できる窓口がふえてきているということもございまして、そこで足りなければ、またそちらに行っているということではないかと思われま。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 依頼というか、相談、悩みを聞いていただく方というのは自分が多くしゃべりたいというふうになるものですから、10分ふえるだけでも大きな違いとは思うのですけれども、それでも意を十分尽くせない場合もありますので、今答弁にあったように大分司法に対する制度が拡充されてきて、いろんな相談窓口がふえましたので、場合によってはそちらのほうに行けるのかなというようなことはわかりました。

次に、137ページ、これも毎年ずっと言っていることですが、各バスの運行に要する経費の収支補償金なのですが、これが特に滝川美唄線、滝川奈井江線を見ると美唄線で平成26年度よりも40万程度、それから奈井江線で65万程度ふえてきているということなのですが、大きな主要幹線、国道12号線のところですし、通学とか通勤とかにも使われる。あるいは、砂川であれば砂川市立病院によそから患者さんに来ていただく上での大変大切な公共交通機関でありますので、ここも毎年のように決算で聞いて、そしてまた金額としてそういうふうに出しているということなのですが、この辺はいつも毎年聞いていることなのですが、協議会とかでの話も毎年同じようなことの繰り返しで、結果的にまた同じように赤字の補填を求める形で終わるといようなことで決算が上がってくるという意味でしょうか。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、これは中央バスへの補助ですから、この事業者と、それぞれの路線によって関係する市とか町が、自治体が違いますので、年1回集まってその収支の状況等を事業者から報告していただいているのが現状でございます。特に奈井江美唄線、国道12号線ではございますけれども、これはどの路線に限らず、大体1日当たりでいいますと、一昨年ですから平成26年と比較しましても大体1日に10人程度ずつ減ってきてございます。この理由と申しますと、やはり人口が減ってきているということと、学生というのは継続的な利用を見込めるのですが、この人数も減ってきているということが大きな要因であるのと、もう一点、国道12号線であれば、もう一つ、JRがございまして、JRの料金とバスの料金というのがちょっと格差がついてきているというのも一つの要因に挙げられていると思います。ただ、自治体等が集まったときにいろんな話をするのですけれども、やっぱりバスに乗っていただく、利用していただくというのが収入増につながりますから、いろんな意見は出ます。ただ、なかなか現実的にこうすればいいのだという打開策が見つからなく、苦勞しているというのが現状でございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 ここは決算審査なので、とても歯がゆいのですが、基本的に毎年のように額は上がっていくわけです。今年度も決算でこれだけのお金が補償金として支出されましたと、それで抜本的な解決策がない中でこのままだと、以前も言いましたけれども、過去にも富平線とか花月線とかあって、収支補償をこういうような形で出して、数年後には結局は廃線になってしまったと。廃線を前提としてお金だけはどんどん税金と

して出ていくような形になっているので、決算ですからこれ以上先のことは言えませんが、これはやっぱり何とかしていかないといけないと思っていますので、その辺はまたどこか別の場面で市の考えもお伺いしたいと思えますし、いろんなことを提言していきたいというふうに思っております。

次に、141ページでありますけれども、ここで補助金としての不用額が73万647円として上がっているのですが、補助金として上がっているのはETCと地域コミュニティの活動支援事業だと。多分不用額として上がっている中の内訳で大きなものというのはETCの関係ではないのかなというふうに思うのですが、この辺の状況というのはどのようなになっていますか。

○委員長 辻 勲君 政策調整課長。

○政策調整課長 井上 守君 今の負担金補助金の件でございますけれども、私どもの所管してございます予算としましてはスマートインターチェンジの設置推進に要する経費ということで予算組みしてございまして、ETCの搭載補助金でございますけれども、当初100万円の予算を組んでございまして、58万4,200円ということで、執行残が41万5,800円出ているところでございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 ETCが開通して砂川市にとっても玄関口が広がったということで、非常に喜ばしいことでもありますけれども、実はこれをいろいろ考えてみると、高速道路を使っているところに行くということはあるけれども、やっぱり札幌に向かう方が多いというのが事実としてあるわけです。そうなった場合に、空知太や北光地区、富平地区の方はETCを活用すれば当然行きも帰りも近くなるので、いいのですけれども、例えば豊沼地区とか、それから市街地の中でも南地区の方というのは奈井江砂川インターチェンジを使ったほうが早く行けると。確かに奈井江砂川にもETCはありますけれども、そもそもETCの車載器の促進補助というのは砂川のスマートインターチェンジが開設したことによってできたものですから、そういったようなものが要因として多分申請がふえなかったのかな、つまり地域差があるのかなというふうに思うのですけれども、その辺というのは市としてどのように分析されていますか。

○委員長 辻 勲君 政策調整課長。

○政策調整課長 井上 守君 まず、8月8日に開通を迎えたということでございまして、周知をしたところでございますけれども、1年間の件数ではなかったということもございまして58万4,200円とどまったと。件数にいたしまして法人で13件、個人で116件、計129件の申し込みがあったところでございます。この件につきましては、まだ周知が徹底されていないということもございましたので、引き続き28年度も予算化しているところでございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 周知をするときには砂川スマートインターが開設したからE T Cをつけませんかというような形で周知しているのですけれども、別にこの補助金をもらってE T Cをつけたからといって、奈井江砂川インターのE T Cが使えないわけではないと思うのです。ですので、一般の人は、ただ砂川スマートインターの開設に伴ってこういう補助金があったということがあるので、場合によっては周知の方法を考えないと誤解されるようなこともあるのかなというふうに思うのですけれども、その辺というのは市の中では特に配慮というか、考えているというようなことはありませんか。

○委員長 辻 勲君 政策調整課長。

○政策調整課長 井上 守君 周知のほうにつきましては、まず市内の方限定ということで補助の受け付けをしてございますけれども、周知の方法としましては滝川の量販店にも砂川のスマートインターチェンジが設置されたということをそれぞれ広報してございますので、市内の件数もそうですけれども、市外に向けての一定の成果はあったものと考えてございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 次に、地域コミュニティ活動支援事業補助金ということで318万1,500円と決算書に出ているのですが、これは砂川市内87の町内会に周知をして、申請をしたのが83の町内会であったということでありまして、4町内会からの申請がなかったということなのですが、この辺町内会にとってもこういう補助金をもらうということはプラスになるのですが、4町内会が申請しなかった理由というのはどういうことなのでしょう。

○委員長 辻 勲君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 4町内会の町内会長には毎年こういう補助金があるということでご案内申し上げて、電話、訪問等をして周知はしているのですけれども、そもそも、全てではないですけれども、町内会としてそういった活動をしていないといった町内会がございました。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 具体的に名前を出すと支障があるかもしれないので、あれなのですが、その町内会というのはコミュニティの単位として市内の中で小さいものであるがゆえにそういった町内会の活動ができないというような状況なのでしょう。

○委員長 辻 勲君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 確かにこの4つの中には、本当に10世帯に満たない町内会もございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 10世帯に満たないとか小規模な町内会は何となくわかるのですけれども、ある程度規模の大きな町内会であれば、逆にこういう補助金をもらうことによって活

動の幅が広がると思うのですけれども、先ほど答弁にもあったように、町内会としての活動が余り機能していないというお話だったのですが、砂川市も協働のまちづくりを掲げている以上、行政に何でもおんぶにだっこでできる時代ではありませんので、その辺は当然第一義的には町内の方が考えることかもしれませんけれども、このような補助金をせっかく市が出すわけですから、使ってうまく町内会活動が機能するような形で、言葉はちょっと強目ですけれども、誘導するような施策というものが必要になってくると思うのですけれども、その辺というのはこの決算を踏まえていろいろと分析、成果とかのことを検討すると思うのですけれども、今現在市の内部としてはどのようにお考えになっていますか。

○委員長 辻 勲君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 こちらの4町内会につきましては、先ほどもご答弁したのですけれども、電話等でこういった補助金があると何回もしつこいぐらいお誘いはしているのですが、現状として例えば新年会等の行事はあるのだけれども、この補助金は食糧費等は余り認められていませんので、それだったら申請しないというのが現実的であったお話であります。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 次に、143ページ、ヘリポートの維持管理に要する経費ということでお伺いいたしますけれども、ヘリポートの利用ですが、昨年度は延べとして12日、人数として70人で、平成26年度と比べると日数では12日の減、人では75人の減、それから着陸回数では14回の減になっていて、経費としては232万8,000円程度かかっていると、収入としては昨年度4万2,100円程度なのですけれども、これだけ大きな経費をかけて収入が4万2,000円程度しかないということなのですが、昨年200万超えたのは多分、3年に1度のヘリポートの検査、メンテナンスの必要性があるので、金額が上がっていると思うのですが、その辺市として、決算として毎年上がってくるのですけれども、毎年同じように利用料としては微々たるものしか入ってこないのですが、多額の経費をかけていることに関して、市としてどのように現状を捉えているのかをまず最初にお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、このヘリポートなのですけれども、先ほど委員さんおっしゃいましたとおり3年に1度、公共ヘリポートということで航空局の検査を受けることになっております。昨年度はその3年に1度の検査の年で、ここに係る総費用額が大体118万円ぐらい、決算額が230万ですから、経常としては大体100万円ぐらいかかっているというところがございます。あと、利用の回数になりますが、こちらのほうはやはり年によって利用には変動がございます。使用の目的としましては、例えば農業の散布、あとは北電の送電線というのが山沿いにございますから、このパトロール等になるわ

けなのですけれども、これがその時期、その年によって箇所数も違うので、ここは収入の増減にこの部分についてはつながっていると思います。

ただ、収入は4万2,000円ではあるのですけれども、これ以外に公共的な使用については減免になってございます。公共的なものといいますと、例えば最近災害が多くなっておりますので、山だとか道路、川の点検を開発局もやってございますし、あと昨年度はなかったのですけれども、北海道で防災ヘリというのを持ってございまして、ここで水難救助訓練というのも数年に1回は行われているという現状でございまして、費用はこのようにかかっていますけれども、今このような災害時として活用されたことが、数年前になるのですけれども、新十津川のほうでダムクレーン車が落ちるような事故のときにも中継基地として、また燃料の補給場所として活用もされていたり、あと近隣にも山がございまして、このほかにも年に数回行方不明になる方がありまして、それで遭難等でも使用されているということから、これから費用はかかるので、これを抑制する方法というのも考えなければなりませんけれども、今このようなことにも使われているという趣旨を鑑みて、維持は続けていきたい。ただ、費用については、どうすれば抑制できるものかということも検討していきたいと思っております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 今あった公共的なもので減免が適用されるものというのは、利用料が全く入ってこないと思うのです。使用実績としては回数にはカウントされても、多額の経費をかけて維持、メンテナンスをしているものですから、ある程度収益の向上というものを図っていかないといけないと思うのですけれども、このヘリポートがつくられるとき、過去の経緯を調べると結構議会でも議論をされていたりとか、いろいろと話が出ていますが、果たして本当にこのままこれを、先ほどのバスの収支不足ではないのですけれども、残していくというのはこのまま経費をかけて残していくだけのものになっていくのかどうかということなのです。つまり今新病院を開設して、屋上にヘリポートができましたから、傷病者の搬送はドクターヘリや防災ヘリであっても病院に来ると。いざ災害が発生したときには、各小中学校等のグラウンドが臨時のヘリポートになりますので、そこは当然避難所を開設していますから、物資を補給するに当たっては当然近場におりたほうがいいわけですので、あえて西豊沼のヘリポートにおりる必要性がなくなってくるのかなと。それから、8月の大雨で西豊沼地区は冠水被害を受けましたけれども、そういうような災害、例えば地震もそうですけれども、そうなったときに果たしてあそこのヘリポートが使えるものなのかどうかというようなこともやっぱり考えないといけないと思うのです。それを考えていくと、ヘリポートの利用目的が非常に限定されている中で、先ほど中継とかのお話もありましたけれども、あくまでも市が整備して市が負担しているお金の中でやっていく範囲で果たしてそれがこのまま未来永劫続けていくことが可能なのかなと。決算として確かにことは120万程度ふえていますけれども、そうでなくても、それを引いても10

0万円以上の固定的な経費がかかっている中で、その辺先ほど市の考えを伺いましたけれども、決算を調製するに当たって一番中の内容を理解できるわけですから、そういったようなことも含めて市の中でこれをどう活用していこうか。場合によっては、ちょっと先走りますけれども、結果的にはこれがもう機能しないのであれば、お金をただ単に、言葉が悪いと垂れ流しにつながっていくので、どこかでストップしようとか、そういったようなことを決算から読み取っていかないといけないと思うのですけれども、その辺というのは市の中で今協議とかというのはされているのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 このヘリポート、収入に対して支出がとて多くなってございます。全くこれが検討していないというわけでもございませんし、ただこの収入がふえてきたというのも、公共ヘリポートというのはその他の航空場ということで空港施設という認定になってございます。それが今テロ対策ということで公共のヘリポートも含めてセキュリティーを強化しなさいという国の指導もあり、なかなか管理するには、費用がこのために多くふえているというものではございませんが、例えば侵入しないような設備にするだとかというようなことで修繕もしてきてございます。ただ、公共ヘリポート、北海道で7カ所あったわけですが、このようなことからなかなか維持管理が難しいということで、今は5カ所で、2カ所減ってきてございます。今後の維持管理につきましては、どういう使い方ができるのか、例えば公共ヘリポートでない場合にはどのような使用方法ができるのかということも含めて検討はしてきておりますし、今後もしていきます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 今テロ対策ということでセキュリティーの強化というお話もありましたけれども、そうなればセキュリティーの強化をしていくと余計に経費がかさんでいくわけですから、余り利用がふえていかない。過去には観光等についても使ったらどうかというお話もありましたけれども、砂川のヘリポートというのは駐機場になっているわけではありません。ですので、あくまでも中継施設としてのヘリポートでありますし、今はヘリコプターの性能等も向上していることを考えれば、この辺市長、副市長の理事者どちらかに伺いたいのですけれども、決算で毎年この決算を調製して金額が上がってきていると。今ほどの答弁にもありましたけれども、利用としてはそれほど大きくふえていない中でこれだけ固定経費をかけてまたこれを続けていくのかどうか。今ここでどうのこうのするという話には当然なりませんけれども、真剣に考えていかないといけないのかなど。地先の中では、このヘリポートをつくる时候にもいろんな意見があったということも聞いておりますし、先ほど私言いましたけれども、防災や傷病者の搬送等については別の代替できるものができてきたので、この辺についてはどうなのかということをお伺いして終わります。

○委員長 辻 勲君 副市長。

○副市長 角丸誠一君 ヘリポートのご指摘でありましたけれども、当初は体験というか、

小学生を乗せて体験飛行とかという形で活動はしてきたところでありましてけれども、ただ時代の趨勢とともに、今は防災のほうにウエートを置いた形のヘリポートになっているのかなという部分があるかと思えます。ご指摘のとおり、水害時になれば多分水没するようなところでもありますから、それ以外の防災の部分で活用できるのかどうなのか、今後とも必要な経費はかけていきながら、3年ごとに1回航空局の検査を受けながら維持管理していくべきなのかどうなのかというのはまた検討していかなければならないのですけれども、ただ経過があってヘリポートを設置してきたという状況でありますから、そこら辺の考えももう一度検証しながら考えてまいりたいというふうに思います。

○委員長 辻 勲君 武田真委員の質疑は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時11分

○委員長 辻 勲君 休憩中の委員会を再開します。

武田真委員の質疑を許します。

武田真委員。

○武田 真委員 それでは、123ページの職員研修に要する経費について伺いたいと思います。

こちらは、ことしの事務報告書を見ますとことしはAEDの研修が入っていなかったのですけれども、AEDの研修をなくした理由等ありましたら、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

○委員長 辻 勲君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 AEDの研修につきましては、各職員が基本的な講習を学ぶ、そのローテーションをつくっている中で一巡をしたというところで、昨年度については受講実績がございませんでしたけれども、今後も定期的な更新ということに関しては継続して実施をしてまいりたいと考えてございます。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 ローテーションでということなのですが、市庁舎含めて市の公共施設等にAED設置しているわけなのですが、新任研修に当たって、通常新しく来た方に操作等を学んでいただくというのが通常ではないかと思うのですが、新任研修のメニューの中にAEDは入っていなかったということなののでしょうか。

○委員長 辻 勲君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 新任職員研修の中ではAEDの内容は実施してございません。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 いざというときに市の職員が主に市の公共施設であれば対応されると思うのですが、新任研修の中に含まれていないというのはどういった理由なのでしょう

うか、いま一度確認したいと思いますが。

○委員長 辻 勲君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 新任職員研修、特に採用直後の職員については、新任職員研修1といたしまして市内の市民の方も対象にしております施設見学会に同行しながら、市内の施設の現状を改めて知るという内容で例年実施してございます。基本的に、先ほど申しましたように一定のローテーションを組んでというところでございますので、AEDについては今後の対応ということになるかと思えます。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 新任研修以外にも例えば公民館にもAEDが設置されていると思えますけれども、新たにそういった職場に配置された職員についても学んでいない方であれば学ぶ必要もあると思うのですけれども、新任研修、また人事異動で新たに異動した方にAEDの研修をされるという考えはないということなののでしょうか。

○委員長 辻 勲君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 公民館の職員も正職員の中での一定の職員研修のローテーションの枠組みに入っている者については、ローテーションの中での対応ということになるかと思えます。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 そのローテーションの中でというのはよくわかるのですけれども、新たに来た中でこれまで学んでいない方というのもいらっしゃると思うのですけれども、そういった方に新たに勉強していただくという考えはないということなののでしょうか。

○委員長 辻 勲君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 職員研修につきましては年度ごとに研修計画を定めて、その中で履行してございますので、今の段階ではそういった内容については盛り込んでございません。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 これ以上は一般質問になりますので、次に行きたいと思えますけれども、129ページの公用車の管理に要する経費についてお尋ねしたいと思うのですけれども、まず全体的なお話ということで、市の公用車の内訳で軽自動車の割合がどうなっているのか、もし数字があれば教えていただきたいのと、もしあればなのですけれども、公用車、特殊車両等もいろいろありますが、特に普通自動車あるいは軽自動車に限って、もしデータがあればいいのですが、それらの利用率がどうなっているのかちょっとお伺いしたいと思えます。

○委員長 辻 勲君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 当市における公用車のうち、軽自動車については17台であります。また、特殊車両についてのご質問。

〔「特殊車両以外の普通乗用車」との声あり〕

普通乗用車の利用率……

〔「利用率があれば」との声あり〕

どれぐらいの運行実績であるかというご質問だと思いますが、少々お待ちください。事務報告のほうで車両別の運行日数、距離実績については一覧としてございますけれども、済みません、この平均での割り返しについては算出してございません。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 昨今、公用車の運用管理の低減ということで各自治体さまざまな取り組みがされているのですけれども、軽自動車の割合です。その内容によりけりなのですけれども、今後ふやす予定というか、そういった考えはないのかというのをちょっとお伺いしたいのですけれども。

○委員長 辻 勲君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 大変申しわけございません。データの割り返しについてご答弁申し上げますけれども、1台平均年間177日で距離平均約6,600キロというデータでございますが、ご質問は軽自動車を今後ふやしていくかどうかということについてでありまして、実際のところ軽自動車についてはできるだけ、市内での外勤用務が多いという際には軽貨物も含めて、燃費等のこと、車検等のことも含めて軽自動車にできるものについては更新してきている状況でございます。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 もう一つ確認したいのですけれども、今回公用車の運用管理に関する経費ということで車両を購入されているわけなのですが、他の自治体等を見ていきますと最近メンテナンスリースの車両がふえている状況なのですが、砂川市においてはあくまでも自費で購入された車両だけであって、メンテナンスリース等のリースを活用した公用車というのは今はないということなのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 リース車につきましては、事業ごとのごく一部に、例えば地域おこし協力隊の方が使用される車両については基本3年をベースというところから、長期継続契約のリース車というもので手配しているものもございますが、基本的には全て購入による公用車の更新となっております。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 その考え方なのですけれども、自費で購入する、リースで購入する、いろいろ費用対効果等を検証した上でそうなっているのかなとは思いますが、その検証というか、その考え方的なもの、どのような形で、検証した上で自費にしたのか、あるいはリースにしたかという、その検証というのはこれまでもされてきたというような経過はあるのかどうかについてちょっと確認したいと思います。

○委員長 辻 勲君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 以前は一部車両の中でのリースということも事業によっては限られた年度での使用ということもあれば、そういった実績もあったかと思いますが、現状といたしましては今現在の27年度で申しますと公用車の更新の目安を10万キロかつ11年、または13万キロ以上と、これをさらに今現在より車両は長期にわたって使えるであろうと、使っているという実態も踏まえ、28年度からは15年以上または15万キロ以上という形で運用してございますが、こういった一定の年限を使い続けるという考え方から、当市においてはリースよりも更新、購入によるという形で運用しているものでございます。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 コストの考え方はいろいろあると思うのですけれども、見かけ的にはそういうふうにもなるのかなと思うのですが、運用管理についてはさまざまな費用がかかってくるのですけれども、そういった部分も含めてリース車両と自費購入分についてのトータルコスト的なものを比較検討したということはこれまであったかどうか、今後と言ったらまた問題ありますけれども、これまでそうしたことについて比較検討したということとはなかったかどうかについてちょっとお尋ねしたいと思うのですけれども。

○委員長 辻 勲君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 具体的に試算をして、こういった違いがあるというところまでの検討はしてございませんが、一般的な情報ではリース料については一定の年度を経ていくと過重な負担になるということもあるということから、これだけ長期にわたって使用していくのであれば、更新のほうがより節減効果があるだろうというふうには考えてございます。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 それでは、続きまして133ページの市営駐車場の維持に要する経費について伺っていきたく思いますけれども、私去年も確認したのですけれども、市内4カ所の市営駐車場があるということなのですが、長期にわたる駐車あるいは放置自動車というのは、放置自動車については去年と変わらない状況にあるのかなと思うのですけれども、昨年からこれまでの対策の状況についてお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 放置自動車につきましては、まず駅の南側、あと北5丁目にそれぞれ1台ずつあるわけでございますけれども、その後もいろいろ調査をしたり文書を送ったりしてございます。ただ、いろいろと調べていくと、中には名字が変わっているだとかということで、これはこのためでないとは思いますが、なかなか本人がどこにいるのかというのを突きとめるのが難しいという現状ではございますが、ただ、今1台、駅前のところなのですけれども、いろいろ所有者等を把握して、そういう中で何とか撤去

できる見通しが立ってきているという状況ではあります。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 撤去できる見込みが立っている状況ということで、再度確認したいのですけれども、何か具体的な方策等があってめどが立っているということなののでしょうか。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 今申しましたとおり、所有者等を、これ2人なので、砂川市内に住んでいる方ではないのですけれども、いろいろ調査を重ねた結果接触ができて、何とか、今ここでいつまでにするということは申せないですけれども、今撤去する方向で進んでおります。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 放置自動車についてはわかりましたが、あとは昨年も私確認しましたけれども、買い物公園、買い物駐車場という目的にもかかわらず通勤等に活用して長時間とめられている方がいらっしゃるわけですけれども、そういった方に対する対策等についてはどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、この4カ所のうちでも市営駐車場を設置したという経過はいろいろございまして、多くは地域からの要望で設置してほしいということでございます。ただ、利用につきましては一番大きいのは駅の南側、あと北5丁目も利用はされてございます。あと、そのほかにも吉野の高速バスの駐車場、あと南5丁目も全くないわけではございませんけれども、今この中では一応適正に利用されているということで、もともと設置したというところから今のところ継続している状況でございます。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 ただ、実際駅前の駐車場を見ていきますと、リピーターと言ったら変ですけれども、どう考えても砂川市から遠方のほうに通勤されている方が長期間とめられている方がいらっしゃるかなと思うのですけれども、駐車場の目的、本来の目的、駅前の駐車場についての目的とはやや違うのかなと思うのですけれども、そういった本来の目的とは異なる通勤目的で駅前の駐車場を使われている方に対する対策というのを再度確認したいのですけれども。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 今の市営駐車場も買い物駐車場ということだけではございませんで、それぞれの駐車場の場所によって使われ方がございまして、JRでありましたらやはりここは通勤される方が置いて利用される。例えば出張に行くという方もいますし、二、三日行くのにJRを利用するのにもということで使用されてございます。ただ、先ほど申しましたとおり、例えば長期的にずっと継続して駐車をして、それが放置自動車の状態になっているというものに対して対応してきているところでございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 1つだけやりとりを聞いていて気になるところの確認なのですけれども、123ページの職員研修で先ほど接遇の関係のことで委員から改善がなかなか見られないという話があって、答弁者からはそのとおりの話になったのですけれども、研修していてもなかなか改善がされていないというのは、27年度もやっぱりそうだったのか、それなりの苦情というのが多く見られたのかどうかお伺いしたいと思うのですけれども。

○委員長 辻 勲君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 接遇研修につきまして先ほどご答弁申し上げました趣旨については、そういったご批判があるとすれば、それを否定するということは、行政といいますか、サービス業の中でそういったご批判があれば、まずはそのご批判には耳を傾けなければならないという趣旨でのご答弁でございますけれども、直接的な成果というものについて、一般的にメール等で過去職員の対応についてのご批判が寄せられたところがございます。そういったものについてのことも踏まえ、27年度には接遇研修を実施した次第でありますし、その結果今の段階でメールによる職員の対応に対してのご批判というものは直接私のほうには届いてございませんが、さまざまな市民の皆様方がご意見をお寄せいただけるような機会や、またはそういった何かしらのアンケート等の際にそういったご批判があるとすれば、そこにはまたその内容を確認しながら必要な対応はしていかなければならないものと考えてございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それぞれ研修があって、効果があったかどうかというのは大事なことだと思うのです。職員が市民に対する接遇ということに関しては改善されているのではないかなというふうに思っていて、実は私のところに電話があって、窓口の対応が非常によかったので、うれしかったですという話もあるのです。ですから、一般質問でも何回か接遇に対しては取り上げられてきたし、今のやりとり聞いていても、これでは職員が自信を持ってないというふうに思ったものですから、あえて今そういうふうに言いましたが、接遇ということに関しては課長も含めて皆さん意識されているのだろうというふうには思うのですけれども、決算は決算なので、効果というのは見られているかどうか、このところは見られているのであれば、もっと自信を持って答弁をしてほしいし、いつも何かいつまでたっても職員が変わっていないというような印象をどうしても受けてしまうので、その辺のところは多少なりとも改善されているというような思いはあるかどうかお伺いをしたいと思うのですけれども。

○委員長 辻 勲君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 職員に関しましてお褒めの言葉をいただいたということも今教えていただきました。私所管といたしましては、この研修を実施したその成果ということで、先ほどもお伝え申し上げましたが、アンケートをとった結果、やはり改めて行政サー

ビスの根幹がお客様をどうお迎えして、どう必要な説明をして、どう満足にお帰りいただけるかというところに尽きるというところは、なかなか原点でありながらも見失いがちなところがございますから、アンケート等を見た結果は職員それぞれがこの研修を機会に意を新たにして日々の業務に取り組んでいるものと所管としては考えてございます。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。142ページ、第2項徴税费、ご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

144ページ、第3項戸籍住民基本台帳費。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 1点だけ確認をさせていただきたいのですけれども、147ページ、個人番号カード作成に要する経費ということで、その下に交付に要する経費ということがありますが、事務報告書を見ますと個人番号カードについては申請件数は1,417件であると、それに対して交付件数は593件ということなののですけれども、これは申請して交付されるまでにタイムラグというか、どうしてこのような状況になっているのか、その状況をちょっと説明してください。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、事務報告に書いてございます個人番号カード、これにつきましては写真つきのカードになりますが、これはまず申請中のものということになります。あと、個人番号カードの交付件数というのは実際に交付をした件数。これはまずおっしゃいますとおり申請中のものと、3月末現在での交付した状況ということでございます。

現在は申請件数、これは先週の段階になるわけでございますけれども、申請は1,616件ございます。その後実際に、これは写真つきのカードですけれども、皆さんの手元に渡っているのが1,321件手元に渡ってございまして、今申請と交付の差が295となっておりますが、これは製作してから市役所の手元に届くまで多少時間がかかりますし、あとそれからご本人に窓口へ来ていただくにもそれぞれ都合がございますので、未交付はこのような状況でございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 基本的な確認ですけれども、個人番号カードというのは全て顔写真つきでしたか。前の住民基本台帳カードのように顔写真つきと選択になっているものだったのかどうか、基本的なことなのですけれども、ちょっとそこを確認させてください。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、カードは2種類ございまして、もう一つ、写真つきではなく通知カードというのがございます。これにつきましては、写真つきではなく、去

年の10月の末から各家庭に送付されたわけですが、これにつきましては全世帯の皆さんが保有するもの。あと、その中で写真つきのカードを欲しいという方につきましては申請していただいているものということになります。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 その確認は、してよかったです。

先ほど答弁の中で先週までで1,616件とあるのですけれども、これはそうすると、この事務報告書が27年度ですから、年度をまたいだ総数として1,616件ということですね。新年度に入ってから新たに1,616件が来たというわけではないということですね。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 今私が言いました1,616というのは、今までの全てということになります。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 このカードを申請すると大体でき上がるまでにどれぐらいかかるのですか。今ほど答弁の中では、申請があって、製作に入って、交付するという3段階に分かれていくと思うのですけれども、当然製作されて市役所に届くまでにも時間的なものはかかると思いますが、交付という段階になっていくと今ほど答弁にあったように市民の皆さんの都合というものもありますから、いつでもとりに来てくださいという形にはなるのでしょうか。大体申請をするということは何らかの利用目的があるから多分申請すると思うのです。身分証明書にもなりますし、ですので申請するとできるだけこの申請件数と交付件数というもののタイムラグが生じないように早期につくって早期に交付というような形に流れていくほうがいいと思うのですけれども、その辺の一連の流れというのはどのようになっているのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、個人番号カード、写真つきのカードの申請になりますが、これは市へ申請するというのではなくて、このカードを作成するのが地方公共団体情報システム、これはここが全国の市町村の通知カードも写真つきのカードも全てつくっているところになりますので、市民の方は直接ここに申請するわけですから、大体何週間というのは明確には申せませんが、ただこの申請にも2通りございまして、自分で写真を撮って郵送で送る場合というものと、もう一つ、自分の例えば携帯等で写真を撮って、それをデータで申請する場合には、カードのできぐあいは実際携帯とかデータでやったほうが早いようではございますが、今ですと大体2週間から3週間ぐらいででき上がってきます。ただ、事務報告に載っています3月末ということになりますと、実際写真つきのカードをつくり始めたのが1月からございまして、それが先ほど言いました地方公共団体情報システムというところで全国のカードをつくるものですから、申請があつてか

ら交付するまで大分時間がかかったため、この3月末では開いている。ただ、今の状況の中では比較的早くできてきていますので、それが縮まっているという状況でございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 これは、本人が申請をするときに当然市に、これだけの経費をかけてやっているわけですから、間に市が介在すると思うのですけれども、今ほどの答弁ちょっとわからなかったのですけれども、直接地方公共団体情報システムというところに対して本人が申請をして、交付も直接そこから本人のもとに届くという形になるのですか。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 済みません。交付のところが漏れてございました。申請は直接市民が、通称名J-L I Sという場所なのですが、ここへ申請をして、カードができましたら今度市へ送られてきます。そのカードに最初ある程度加工したり確認してから本人のほうへ、カードが届きましたので、とりに来てくださいということで、大体これも文書を出して3週間程度は余裕を持ってはいますけれども、ただ早くできないのという方に対しては一応確認して、ただすぐカードができるというのはなかなか今難しいようですが、来たらすぐ処理をして送るような形をとっております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 当然交付するときに文書で通知をすると思うのですけれども、通知した後に申請している方がいろんな事情があってなかなかとりに来られないような場合というのは、どの程度保管をしているのか、今はそういうような長期に保管している例があるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 通知カードもそうだったのですけれども、初めのほうでは3カ月ということでは言われておりました。ただ、それが全国的になかなかとりに来れないとか、交付できないという状況が進んでおまして、それは3カ月を過ぎても保管しておいてくださいということでは言われております。砂川市としましては、1年間は最低保有をして、文書なりをある一定期間来たら出すというような取り扱いにしております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 最後にお伺いしますが、そうするとこの保管期限が切れたものは情報システムといったところに返すという形になるのか、それとも市のほうで責任を持って、とりに来ないわけですから、破棄するという形で処分されるのか、その辺どうなるのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 これは、一応やり方が決まっておりますので、それぞれ先ほど言ったJ-L I Sというところへつながっております、本人がとりに来たら、とりに来た。例えば保管期間を経過してとりに来ないものは、そこに返すのではなくて、とり

に出来ないということで廃棄ということで処理をして、市で廃棄するような形になります。ただ、実際これは本人の手元に通知カードは行かなければならないということもありますし、あと写真つきのカードにつきましても本人が欲しいということで申請をしているわけですから、それはなるべく本人の手元に届くような形をとりたいと思っています。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。146ページ、第4項選挙費、ご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。152ページ、第5項統計調査費、ご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。154ページ、第6項監査委員費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。156ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、ご発言ありませんか。
小黒弘委員。

○小黒 弘委員 社会福祉費でお伺いするのですけれども、大体同じようなことになっていくのですけれども、例えば知的障害者の福祉費の関係で、この場合補正予算で1,000万組んで、不用額なのですけれども、不用額で1,600万というふうな数字になっています。この辺身体障害者の関係もそうなのですけれども、不用額の関係はどういうことで不用額が出る場合が多いのかお伺いします。

○委員長 辻 勲君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 身体障害者の不用額につきましては、知的……

〔「まず最初に知的のほう」との声あり〕

わかりました。まず、知的障害者福祉費における不用額でございますが、不用額の主なものといたしまして扶助費というふうになってございます。こちらにつきましては、障害者の自立支援給付費1,572万2,513円が不用額となっているところでございます。決算見込みにおきまして、これまでの27年度の11月までの実績、さらには前年度の12月から3月までの利用状況を加味しながら決算見込みを立てたところでございますが、決算見込み時におけるサービス利用見込みに対しまして利用人員が11人ほど減少し、不用額が生じたというところでございます。ただ、取り扱いの額にいたしましても、当初予算約3億6,600万という予算を組んでございます。その中で決算3億6,200万ということで、決算見込みに対しての執行額でございますが、約95%の執行という状況になってございます。サービス利用の見込み、特に障害者の関係につきましては体調の不調等もあり、また一つの利用につきまして多額のサービス内容もございますので、なるべく不用額を少なくしたいというふうには考えてはいるのですけれども、なかなか見込みが立てづらいというような状況でございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 先ほど言いましたけれども、知的障害者の場合はまず補正を組んで1,000万ですよね、補正を組んだのだけれども、それ以上の不用額になったというところが、今見込みが難しいのだというお話だったのですけれども、さらに精神障害者の関係でいくと補正で減額1,500万円したのだけれども、不用額がさらに出ているということになると、全体としては2,800万ほどの予算の見込み違いというか、そういうふうな大きな金額かなというふうに私は思うものですから、なぜこういうことになってくるのかというのをもう少し詳しくお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 執行に当たりましては、特に3月補正におきましてこれまでの実績、さらには過去の実績等も踏まえて見込みを立てているところでございますが、3月時点の見込みの立て方といたしましては、当年度の11月までの実績プラス前年度の実績見込みということになりますので、その辺の期間約5カ月の見込みを前年度の実績に基づいて立てたというところで、その状況と違ったということで多額の不用額が出たのではないかなというふうに考えてございます。ただ、これにつきましても今年度多額の不用額が生じておりますので、何年かの状況を踏まえた中で、もう少し効率的な執行ができないかどうかを今年度考えていかなければならないというふうに担当課では考えているところでございます。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。168ページ、第2項児童福祉費、ご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、178ページ、第3項生活保護費、ご発言ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 生活保護費の関係ですけれども、当初予算よりも5,500万ほど少ない決算になっていると思っているのですけれども、この辺の要因からまずお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 生活保護費につきましては、予算に対して少なかった主な要因といたしましては、生活保護費の扶助費の執行の割合が多くなってございます。その中で、特に医療扶助におきまして不用額につきましては約3,600万ほどの不用額が生じたというような状況になってございます。こちらに対しましては、医療扶助費の人員数におきましては決算見込み時におきまして月平均約251人ということで見込んだところでございますが、決算時では月平均253人とほぼ横ばい、利用人員的にはふえた状況でございましたが、1人当たりの医療費額が見込み、さらには前年度の額より少なかったこ

とが主な不用額が生じた要因と考えているところでございます。特に27年度におきましては、手術、さらには入院等の保護者が少なかったというようなことが主な要因として考えられるところでございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それで、事務報告書を見ていくと保護の動向というようなことがあるのですけれども、数年前というか、かなり前と比較していくと圧倒的に高齢者世帯というところの保護世帯がとっっても多くなっているのが今の、27年度あたりを見るとまさにそのようなのですけれども、高齢者世帯が保護世帯になっていく要因というのかな、どういう形で保護世帯になっていくのか、若いころからというか、ある程度のところから保護世帯になっていまままで65を過ぎていっているという状況なのか、その辺のところをちょっと教えていただきたいのですけれども。

○委員長 辻 勲君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 保護世帯の高齢者の割合が多い関係でございしますが、こちらにつきましては65歳以上の世帯を構成されている方が高齢者世帯ということで保護の認定となっているところでございます。主な保護の理由といたしましては、やはり年金収入等がない、さらには扶養親族等の援助が得られないというような要因で保護となっているケースがございします。子供さん、親戚等の扶養親族に対して扶養援助の照会をかけているところでございますが、これまでの生活の過程から疎遠になっている等の理由によりまして、なかなか援助が得られないというような状況でございします。また、年金の収入につきましては、加入状況等を保護係で調査いたしまして、加入の見込みのある者については申請を促すなどしているところでございますが、基本的に加入月数が足りなくて年金を受けることができない等の理由から保護申請に至っている状況でございします。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今例えば65歳以上でひとり暮らしの人が生活保護を受けようとしたときに、それは収入と差し引きはわかるのですけれども、生活保護費って幾らぐらいになるのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 高齢単身者世帯で約75歳以上の方の場合でありますと、住宅扶助、家賃2万4,000円を払っていると仮定しましたところ、生活費と合わせまして合計で約8万7,200円の生活保護費というふうになります。冬の場合につきましては冬季加算も嵌入されまして、27年度におきましては約10万7,000円の保護費の支給となるところでございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今の金額でいけば、国民年金だけだったとすれば、満額もらっても、よく言われることなのだけれども、生活保護費よりは少ないという現状があるのだろうとい

うふうに思うのです。それで、この27年度の事務報告を見ていくと、介護扶助人員という言葉が出てくるのですけれども、それで施設介護実数というのが毎月報告されていて、9人から12人というぐらゐの状況があるのですけれども、ここは高齢者ということではなくということなのではないでしょうか、施設介護実数というのはどういふことを言いあらわしているのかをお伺いしたいのですけれども。

○委員長 辻 勲君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 こちらの介護扶助の関係につきましては、介護認定を受けている生活保護者の数ということになってございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 介護認定を受けていて、施設介護実数というふうに書かれていますので、どこかの施設に生活保護を受けながら入っているということになるわけですよね、27年度の場合平均で11人ということになりますけれども、大体どのようなところに入っていたのかをお伺いします。

○委員長 辻 勲君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 こちらの施設介護実数でございますが、主に福寿園ですとか老健みやかわ等の入所者となっているところでございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 国民年金だけでひとり暮らしの方々結構多いのです。今の段階は皆さん国から何か手助けをしてもらいたいとか、市からとかということについては非常に抵抗感がある方が多いのが今の現状で、少ない年金の中で頑張っているという感じはあるのですけれども、今後高齢者世帯が保護世帯になっていくことによって医療費も扶助を受けられていくしというようなことも起こり得るだろうなというふうに思うのです。27年度の場合でいいのですけれども、高齢者世帯で保護を受けている方で自宅に住まれている方、普通生活保護というのは家とかがあったらだめだと、こう言われていますよね、でも先ほどの2万4,000円の住宅扶助を受けるよりも自宅で住んでいるほうがというようなことも考えられるのではないかなというふうに思うのですけれども、あくまでも27年度ではそういう例というのはないのかなのですけれども……

〔「持ち家ですね」との声あり〕

持ち家で生活保護を受けていらっしゃる生活保護の世帯というのはあるのか、ないのかお伺いしたいのですけれども。

○委員長 辻 勲君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 高齢者世帯の中で在宅の高齢者の関係でございますが、公営住宅、さらには中には借家、そして持ち家の方も中にはいらっしゃいます。ただ、それにつきましては、例えば亡くなったご主人の所有のもので、旦那さんが亡くなった後さらに生活に困窮されて保護になった、また高齢になったというような場合もございます。ま

た、保護申請に至る過程の中で、家屋の保有については生活上認められるものもございません。基本的には財産処分ということで資産の活用を促すわけでございますが、資産価値の極めて低いものにつきましては自宅として活用することは制度上可能となっているところでございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今後の高齢者の世帯なのですけれども、現場でどうでしょうか、ますますふえていきそうな感じがしているのかどうかというところだけお伺いして終わりたいと思います。

○委員長 辻 勲君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 生活保護の割合としては、やはり高齢者世帯が多く、その後傷病、さらには母子というような傾向にございます。今市内も高齢化の時代を迎えている中、高齢による生活困窮者というのは非常に多いというふうに感じてございます。なるべく高齢者の場合には先ほども申しましたように扶養親族等の援助を得られるように、また年金、さらには他法、さらには資産活用が可能かどうか踏まえながら保護係では対応しているところでございますが、申請においてどうしても保護が必要だという場合につきましては、生活保護法は生活困窮者にとって最後のセーフティーネットという役割を果たしてございますので、その状況に応じて適切に必要な方には生活保護の申請を受けて適用させていくという考えでございます。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 0時57分

○委員長 辻 勲君 休憩中の委員会を再開します。

それでは、180ページ、第4項であります。災害救助費、ご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして、182ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費、ご発言ありませんか。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 それでは、保健衛生費について聞いてまいりますけれども、185ページですけれども、まず感染症予防に要する経費ということで、さきの議会でも小黒議員が一般質問でエキノコックスに触れていましたけれども、これが平成26年度と比べて平成27年度では21件から40件とほぼ倍増しているのですけれども、エキノコックスの検診についての動向がどうして急に2倍になったのかというのは何かふれあいセンターのほうで把握していますでしょうか。

○委員長 辻 勲君 ふれあいセンター副審議監。

○ふれあいセンター副審議監 松原明美君 エキノコックスの受診数の増加なのですけれども、27年度は国保の特定健診の個別ご案内をする際にエキノコックスもできますということを一文追加したことで国保の方の受診数が増加になったということです。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 私もそうなのですけれども、まちなかの市街地の中心部でもキツネがあらわれるようになって、この地域というか、北海道全域がエキノコックスの汚染地域ということになっていますので、潜伏期間も長いわけですから、さらには最近では犬にも感染するというようなケースも報告されています。多くの方が今犬を飼っていらっしゃるような状況になって、室内犬を飼っていらっしゃる方もいますので、そういうような形でご家庭で小さなお子さんとか、あるいは大人の方であっても感染するリスクは高まっていると。通知の案内の中にそうやって入れただけでも検診というものが、数字的には21人から40人ですから大した数ではないのですけれども、率としては2倍に伸びているので、この辺市内でキツネというものがそうそう簡単に全部駆除ということにはなりませんので、この辺の周知勧奨というのはこれからも続けていっていただきたいというふうに思います。

それから次に、同じく185ページですけれども、生活習慣病予防に要する経費、それからがん検診推進事業に要する経費、働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業に要する経費ということで、それぞれこの中にごがん検診の委託というものがあのですけれども、委託の不用額は150万円程度の不用額が発生していますが、多分これは生活習慣病予防に関する経費の中のごがん検診委託の不用額が多いのかなというふうに思うのですけれども、この辺の状況というのはどのような状況ですか。

○委員長 辻 勲君 ふれあいセンター副審議監。

○ふれあいセンター副審議監 松原明美君 予防費の中の委託料の執行残150万程度なのですが、この主な内訳は感染症予防に要する経費の予防接種委託料の執行残ということになります。がん検診関係の執行残については、12万ぐらいであると把握しています。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、当初のがん検診の見込みというものを立てて予算を立てるわけなのですけれども、執行残が12万程度ということであれば、がん検診というのは27年度の決算ですから27年度に限ってなのなのですけれども、非常に検診の受診率というものは向上してきているという理解でよろしいのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 ふれあいセンター副審議監。

○ふれあいセンター副審議監 松原明美君 今お話しした執行残については、3月補正の時点からの執行残ということで回答させていただきました。がん検診の受診率につきましては、生活習慣病予防に要する経費の中のごがん検診につきましては胃がん検診がマイナス43名、肺がんがマイナス57名、大腸がんが16名となっております。それは26年度と比較してです。あと、がん検診推進事業に要する経費というのは、大腸がんの無料クー

ポン券受診数になります。この部分につきましては、若干増加していて、26年が165人だったのが27年は203人に増加しております。あと、働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業ですが、これは子宮頸がんと乳がんの無料クーポン券事業になります。ここの部分の受診数ですが、子宮頸がんにつきましては平成26年度110人だったのが平成27年は42人に減少しています。それと、乳がん検診につきましては、26年度213人だったのが平成27年は82名に減少しております。無料クーポン以外の方の乳がん、子宮がん検診の受診数については増加傾向にあります。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 無料クーポンを出しているところの受診する方が減っているということで、事務報告書を見ると、今答弁にありましたけれども、子宮がん検診であれば対前年度比で38.2%、乳がん検診で対前年度比で38.5%ということなのですが、一方で通常のクーポンを発行していないほうはふえてきていると。これは、無料クーポンを出したことによって減っているというのは、ふれあいセンターのほうとしてはどういうふうに分しているのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 ふれあいセンター副審議監。

○ふれあいセンター副審議監 松原明美君 無料クーポン券の対象者なのですが、平成26年度は初めて子宮がん、乳がん検診の対象になる子宮がんであれば20歳、それから乳がんであれば40歳の方がまず対象になると、あと過去のクーポン事業においてクーポン券未利用者についても今回のクーポンの対象になったところですが、平成26年度につきましては子宮がんが1,068名、それから27年度の未利用者については265名です。それから、乳がん検診につきましては、26年度の未利用者が1,419名と27年が425名ということで、対象数が激減していますので、そのために受診数が減少したというふうに捉えております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 このクーポンの対象数が減少したということで減少したということはわかったのですが、そうすると全体的な傾向としてはやはりがんに対する社会的な啓発活動等が奏功して受診率というものは、いろんながんの検診事業というのは生活習慣病、がん検診推進事業、働く世代の女性とありますけれども、総合的に見るとこれは全部上昇傾向にあるという理解でよろしいですか。

○委員長 辻 勲君 ふれあいセンター副審議監。

○ふれあいセンター副審議監 松原明美君 総合的に見て上昇傾向とは言えないかなというふうに思っています。勧奨の仕方によってかなりその年によって減少したり、増加したりということがありますので、決して油断できないというか、手を抜くことのできない状況であると思っています。あと、胃がん、肺がん、大腸がん検診につきましては、近年医療機関でかなり胃カメラですとか胸部レントゲン、それから大腸内視鏡検査などを実施さ

れる方がふえておりまして、そういった方についてはなかなか検診につながりにくいという傾向がありますので、胃、肺、大腸の受診数は逆に若干減少傾向にあるかなというふう
に捉えております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 当然今国や北海道、それからこの砂川市もがん対策には力を入れていこうとしているわけでありまして、これも以前からの繰り返しになりますけれども、がん検診をしていただいて早期に発見をしていただくことは医療費の削減にもつながりますし、患者さん本人にとっては医療という体にとって大きな負担を伴う行為が軽いうちに治療を受けることによって身体的な負担というのでも軽減されるわけですので、原課のほうで取り組んでいて受診率の向上というようなことを行政が目標を掲げても、実際に受診する方がその気持ちにならなければ、なかなか受診率の向上にもつながっていかないと思うのですけれども、いろいろとご苦勞されている中で、より一層受診率が高まるように働きかけをしていっていただきたいと思います。

それから、最後に保健師活動に要する経費に含まれてくるのか、その他の経費の中に含まれるのかなと思うのですけれども、事務報告書を見ると保健師さんの活動計画の時間等
があって、その中で特にいろいろと影響が大きいと思うのですが、家庭訪問についてなの
ですけれども、この実施率は計画に対して59.9%であったと。家庭訪問の状況は、事務報告書の74ページですけれども、見てみると特に母子関係や成人関係が対前年度比で母子関係で67.4%、成人関係で76.9%となっているのですが、この辺なかなかマンパワーも不足している中で難しいと思うのですけれども、家庭訪問っていろんな意味合いで保健活動にとって重要な要素だと思うのですが、その辺現況とこの決算をつくるに当たっていろいろと分析されて、課題等も発見されたのかなというふう
に思うのですが、その辺の状況というのはどうなっているのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 ふれあいセンター副審議監。

○ふれあいセンター副審議監 松原明美君 家庭訪問の実施状況ですが、まず母子関係が359件から242件に減少しているのですが、これは26年度の訪問対象の中で出産直後からかなり頻回に支援をしなければいけないケースが数名おありまして、それで件数が多かったということがあります。あとは、出生数が減少傾向にありますので、その関係で妊婦訪問、それから新生児訪問、それから産婦訪問あたりの数字が減少していることが減少につながっていると考えます。あと、成人関係の減少については、平成26年度につきましては特定健診の事後として健診結果が非常によかった方については説明会に来ていただく前に個別に訪問をして結果をお返ししたのですが、27年度につきましては、優良な方
というか、異常のない方につきましては担当保健師がコメントを入れるような形で郵送させていただいて、本当にかかわらなければいけないような方に重点的にかかわろうという
ことで活動していますので、その関係で件数が減っております。その他の部分の件数が

ふえているというのは、今特定健診の受診率を何とか60%まで引き上げたいということで未受診者対策に取り組んでいるところで、未受診者訪問という形での増加になっております。限られたマンパワーの中でどのような体制で活動することが効率よくできるのかというところは、毎年毎年振り返りながら計画に反映させているところであります。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 今詳細に答弁いただいて、わかりました。つまり単純に対前年度比が落ちたからといって中身的にそれが不十分という話ではなくて、とりあえずかわりを持つ対象の方が変化していったとか、そういったような事情があるというのはわかりました。いろいろと年度年度で活動計画時間というものを定めて、それに伴って活動実績が出て、実施率というものが出てくるのですけれども、確かにマンパワーの問題はありますけれども、この計画を100%達成していくというのは正直難しいというのはよくわかります。当然相手にするのは感情を持っている人間ですから、時間もかかるでしょうし、いろいろな話を聞いているうちにまた関係してくるようなところも出てくるかと思えますけれども、できることならこの実施率も引き上げていったほうがいいのかというふうに思っているのですが、いろいろとこの決算を踏まえて今年度、もう28年度が走り出していますけれども、予算を組んだり、新たに計画を再考していくときに、原課としていろんなことを考えていけないといけないと思うのですが、この辺はやっぱり家庭訪問に対する実施率の引き上げについてというのも重要な項目だと思うのですが、その点についてだけどのようにお考えになっているのか最後にお伺いしたいと思います

○委員長 辻 勲君 ふれあいセンター副審議監。

○ふれあいセンター副審議監 松原明美君 保健活動におきまして、家庭訪問は非常に重要な業務形態だというふうに捉えております。現場としましては、何とか家庭訪問、特に特定健診の未受診者への家庭訪問の実施率を引き上げていきたいというふうには考えているのですが、何せほかの業務もありまして、特に事務作業など、例えばがん検診の対象者の方への個別通知の案内ですとか、そういったような事務作業ですとか、それから今はいろいろな業務に対して計画を策定しなさいという業務内容もありますので、そういったことでなかなか家庭訪問の時間がとれないという現状があります。でも、その中でもできるだけ効率性を高めながら、何とか家庭訪問の時間数を伸ばしていきたいというふうにご考えているところです。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次に進みます。190ページ、第2項清掃費、ご発言ありませんか。

武田真委員。

○武田 真委員 それでは、清掃費のうち193ページのし尿収集処理に要する経費についてお伺いしたいと思いますのですけれども、この件数といいますか、下水道の処理区域内と

区域外の収集件数等の統計等がありましたら、まずそこから教えていただきたいのですけれども。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、この収集の件数でございますけれども、大体おおよそ420カ所でございます。区域内が193、下水道区域外が227になってございますが、これは年々下水道の普及等の中で減少傾向にはあります。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 予想よりちょっと区域外が多かったのですけれども、収集に要する経費がかなりコストを要しているわけですが、そうしますと区域内について水洗化を進めることによってこの経費が削減されていくと思われませんが、内部的にそういった区域内における収集作業を減らしていくための方策等、何か検討しているものがありましたら、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 今のし尿から下水道への切りかえということになります、し尿のある家というのは古くからある家でございます、それが皆さん全てがそうかといったらそうではないのですけれども、やはりなかなか下水道がつけられない状況、ほかには浄化槽等ございますが、これができないという世帯は経済的になかなか苦しいという世帯も中にはいるというところで、その中でし尿が残っているという状況でございます。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、できない理由としてさまざまな要因があると思うのですけれども、それについて個別、例えば先ほど経済的な理由というのがありましたが、ほかにも借家等の理由もあるのかなと思ったのですけれども、そういった個別の集計というか、それぞれの件数等の分析等はされているのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 今そのついてる世帯が持ち家なのか、借家なのかということでございますけれども、そこまでの数字は持ち合わせてはおりません。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 ちょっと収入のほうにもかかってしまうのですけれども、収集のリッター当たりのコストも区域内、区域外は違うのですけれども、そういった部分も含めて、下水道が通っている区域内におけるその件数を減らしていくというのは当然収集コストを下げていくということになると思うのですけれども、先ほどさまざまな要因と分析し切れていない部分もあるのですけれども、そういった部分を細かく分析していくことによって収集コスト等を下げたいと思うのですけれども、それについてこれまで内部で何らかの形で検討されてきたというのはないのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 過去に私の知る限りでは、そこまで分析しているというデータはございません。ただ、先ほど申しましたとおり、し尿のまま残る世帯というのはやはり古い家がございます。また、高齢の方も多くなっておりますので、そういう状況の中でどうしても下水道につながなさいとか、そういうことにはなかなかならないという状況もあるというふうには考えています。

○委員長 辻 勲君 他に発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。196ページ、第5款労働費、第1項労働諸費、ご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。198ページ、第6款農林費、第1項農業費、ご発言ありませんか。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 それでは、農業費、203ページですけれども、まず確認なのですけれども、中山間地域等直接支払事業に要する経費と、それから多面的機能支払事業に要する経費、これらは事業目的が違いますから、例えば両方の交付金を支給されることが農家としては可能なかどうかというのをまず最初に確認としてお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 国の制度上は可能となっております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 制度上可能ということであれば、実際にこの砂川市ではそういったような二重に交付金を受けているような例というのはないという理解でよろしいですか。

○委員長 辻 勲君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 はい、砂川市では重複して交付はしておりません。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 それで、まず中山間地域等直接支払交付金なのですけれども、これはそもそも事業の内容として生産条件が不利な中山間地域の農業者に対し、平たん地域との生産条件の格差分を直接支払い、耕作放棄地の発生防止と多面的機能の確保を図るという目的で支出されるものですけれども、事務報告書を見ると豊沼地区と北光中央地区の金額が、豊沼が一番多くて北光中央地区は2番目なのですけれども、私は農家を営んでいるわけはありませんから、素人的に考えるとむしろ砂川の農業地帯としては豊沼と北光地区というのは非常に大きなところなのかなと思うのですけれども、どうしてもこの事業内容を見ると生産条件が不利なというところがひっかかるのですが、その辺というのは対象戸数が多いから金額として1番と2番になっているのか、それとも何か別の要因というものがあるのですか。

○委員長 辻 勲君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 交付対象の農地につきましては、中山間地域なので、傾斜がな

いと交付対象にはならないということで、急傾斜であれば水田であれば20分の1以上、緩傾斜であれば水田ですと100分の1以上の傾斜がなければ、この事業の交付対象にはならないということになっております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、今おっしゃられた話からすると、豊沼地区であれば一般的に考えたら山側になる東豊沼、それから北光地区であっても一の沢に近い、あとは空知太のああいふ山側といったようなところに対象地域的には限定されているのかなというふうに思うのですが、事務報告書を見るとあくまでも豊沼地区、北光中央地区としか書かれていないので、その細かい要件の話が今答弁でありましたので、それは山側だけのほうに限定されているという理解でよろしいですか。

○委員長 辻 勲君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 この事業を始める前に、農地を全て測量しまして、100分の1以上ある緩傾斜について対象としているところでございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 豊沼地区で事業費として846万3,788円、交付金も100%、北光中央地区で550万9,986円、この交付金も100%出ているわけなのですが、これは確認なのですが、一つの農家に対しての総額なのか、それとも複数の農家があって、その総額的なものなのか、件数的にどういうふうになっているのかという内訳がわかれば、教えてください。

○委員長 辻 勲君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 この交付金につきましては、活動集落に交付されておりまして、北光集落であれば対象農家が15戸、豊沼集落であれば41戸というふうになっております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 集落に対しての支出ですから、当然集落で耕作放棄地の発生の防止という事業目的がありますので、いろいろと話し合っ、それと多面的機能の確保ということもあるのですが、交付金ですから渡せばある程度その集落で自由裁量のままにお金が使えるのか、当然事業内容の目的は大きな2つの柱がありますけれども、そこについては国から来たお金を市として支出した場合には、あとは自分の自由裁量でやってくださいという形になるのか、そこに対してまた市がかかわりを持つということは特になのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 交付金の使途につきましては、年度当初に集落協定等を結んでおりますので、それらの予定、使途の予定を計画書で出させていただきますし、終了した時点で完了実績報告等も出していただいて、使途については市でも把握はしております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、あくまでもそれが一段落ついて終わった段階で市に何か報告みたいな形で入ってくるのか、それとも事業を実施している間の中でも市としてその事業の様子を現況を見に行ったりとか、そういったようなことというのは特にこの交付金を支出してからは日常的には何もやられていないということですか。

○委員長 辻 勲君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 完了実績は事業が終わって翌年度の早いうちに出していただいておりますし、あとはその都度集落で事業をやるということであれば、写真を撮りに行ったりだとか、そういうことは実施しております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 このまま普通に決算として上がってきているので、当初出された計画の内容から逸脱したというようなことは多分ないとは思いますが、仮にそういったようなことがあれば、市としても是正をすとか、何らかの形で対応するのかなというふうに思っております。今ほどの決算の中では特にそういったようなことも触れられていませんでしたので、その辺は大丈夫なのかなと。

次に、同じく多面的機能支払事業に要する経費ということで、これは地域に存する農地や農業用水等の資源や環境の保全として向上を図るための実践活動ということで出ているのですが、これは豊沼地区資源保全隊と富平地区資源保全隊に対してそれぞれ、豊沼であれば839万7,762円、富平であれば401万5,162円、これは満額出ているのですが、ここでの活動、これも事前に申請があったときにいろんなこういう活動をするという計画は出ると思うのですが、これも中山間地域と同じように完了してから完了の報告が入ってくるという形なのですか。

○委員長 辻 勲君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 完了してからの完了実績報告となります。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 これは、保全隊が交付金を受けての実施主体になるのですが、この資源保全隊というものは当然1戸の農家でやるものではないと思うのですが、この保全隊を構成する農家というのはどのように構成されてくるものなのですか。

○委員長 辻 勲君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 これにつきましても農地を持っている方ということになります。ですから、うちは先ほど申し上げましたとおり中山間事業と多面的機能支払事業を重複させておりませんので、中山間事業で拾えなかった農振農用地の所有者が集まって活動組織をつくっております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 わかりました。最後に、経営所得安定対策直接支払推進事業補助金とい

うことで決算書では150万円が出ていますのですけれども、この事務報告書の中で経営所得安定対策実施状況を見てみると、いろんな戦略作物として飼料作物とか、重点振興作物としてトマト、キュウリ、タマネギとか、いろいろ出てくるのですけれども、一番最後に地力増進作物というのが面積的には9.71ヘクタール、実施戸数16戸ということが出ていたのですが、これは砂川の場合は何を作物としてやっているのか。

○委員長 辻 勲君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 燕麦等でございます。緑肥と言われるものです。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、ほかの状況がわからないのですけれども、これも経営所得の安定対策として行われているわけですから、砂川市としては緑肥というものを市内の中で消費に使っているのか、それとも市外にも出してやっているのかどうかというのは、その点というのはわかりますか。

○委員長 辻 勲君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 この地力増進作物につきましては、その土地の地力を増進させるためのものですから、緑肥を植えて、少し大きくなったらその土地にすき込むという形でございます。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 それでは、201ページの鳥獣被害対策に要する経費について伺いますが、当初予算に比べて実施隊員の報酬及びその他経費が大幅にふえているわけなのですが、その要因についてまずお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 実施隊員報酬につきましては、去年は平年に比べて熊の目撃情報等も多発しておりまして、市内3カ所に熊用の箱わなを設置しました。それらの管理にも当然実施隊員を要請しておりますし、去年は熊を5頭捕獲しましたので、それらがとれたときには実施隊を要請してとめ刺しをしていただくとか、解体をしていただくということで実施隊の報酬経費がふえております。

次に、その他の経費でも59万7,000円ほどふえているのですけれども、これにつきましては鳥獣の処理料がかさんでおります。鳥獣の処理につきましては、当初予算では焼山の産廃処理業者、ここで一般廃棄物も処理できる許可をもらっているということで、当初そこに捨てるというか、埋却していただくという予算組みをしておりましてけれども、去年の5月くらいですか、その処理業者の埋却するスペースが非常に少なくなってきたと、新たなスペースも横に申請していたのですけれども、その申請許可がなかなかおりないということで、今後一般廃棄物についてはちょっと処理を遠慮してくれないかというお話がございまして、その中でうちのほうとしてもやむを得ないという形で火葬場での焼却処理に変更しました。変更したのですけれども、去年はアライグマ、これも平年は三、四十頭

しかとれないものが100頭を超えてとれるということで、この焼却処理にかなりお金がかかったという状況でございます。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 事務報告書を見ますと、熊については5倍ですよね、1頭から5頭、キツネ、アライグマも3倍、4倍以上にふえているという状況なのですけれども、ふえれば当然処理費用がかさむということなのですが、極端に昨年度ふえたのですけれども、その要因みたいなのは市のほうで何か分析されていますでしょうか。

○委員長 辻 勲君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 はっきりした要因というのはわからないのですけれども、3年から4年に1度大きくふえる周期があるというお話も聞きますし、また農家さんも一生懸命とっていただいたということが原因かというふうに思っております。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、そういった一般論的なものであって、科学的な分析とか、研究機関等に調査を頼んでとか、そういったことではなくて、そういう一般的な考え方でふえている、減っているというような判断をされているということでしょうか。

○委員長 辻 勲君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 ヒグマにつきましては、捕獲したときに歯と大腿骨の骨を研究機関に送ってはおりますけれども、アライグマ等については研究機関にということは現在しておりませんので、先ほどのご答弁は一般的にそういう形ということでございます。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。204ページ、第2項林業費、ご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。206ページ、第7款商工費、第1項商工費、ご発言ありませんか。
武田圭介委員。

○武田圭介委員 それでは、207ページ、商工業金融対策に要する経費ということで、保証融資利子補給交付金と制度融資預託金として6,000万円ほど計上されているのですけれども、まず制度融資預託金については取り扱い金融機関が北洋銀行、北海道銀行、北門信用金庫、空知商工信用組合ということで、事務報告書によれば融資状況により取り扱い金融機関に配分預託ということなのですけれども、この配分預託の内訳というのは今どのようなになっていますか。

〔「休憩お願いします」との声あり〕

○委員長 辻 勲君 暫時休憩します。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時39分

○委員長 辻 勲君 休憩中の委員会を再開します。

商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 大変申しわけございませんでした。

預託金の配分ですけれども、北門信用金庫が1,900万円、北海道銀行が1,930万円、北洋銀行が1,400万円、空知商工信用組合が770万円となっております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 融資状況により取り扱い金融機関の配分預託ということだったのですけれども、この金額の内訳が今わからなかったのでお伺いしたのですけれども、滝川に本店があって、地元根差しているということでは北門信用金庫さんが、金額的には北海道銀行さんのほうが多いのですけれども、ただ信用金庫である北門信用金庫さんもわずか30万しか差がないので、随分地元の方が使われているのかなと。こういう融資を受けるときに金融機関としても地元の顔がちゃんと見えるということが信用にもつながって、与信判断にもつながると思いますし、一方で地元の金融機関からすれば地域に密着した金融機関というようなことも言えると思うので、もうちょっと大手銀行に正直な話傾斜配分になっているのかなと思ったのですけれども、そうはなっていないというようなことはわかりました。

事務報告書を見ていくと、補給利子や保証料ということで、特に補給利子は件数も26年度に比べると23件程度伸びているのですけれども、保証料のほうは件数は減っていても金額的には若干上がっていて、全体的には1,000万7,051円ということでふえてきているということで、随分使われてきているのかなというふうに思っているのですが、この辺一応市は預託をして金融機関にお任せしている立場ですけれども、使ってもらわないで眠ったお金になってしまうと困るのですが、一方で余りお金がどんどん出ていって、現実には今こういう景気情勢というのが中央と地方のほうではやっぱりまだ格差が残っている状況ですから、これが変な話お金が返せなくなって金融がうまく回らなくなってしまっても困るわけですので、その辺市としてお金を預けている立場としてはどのように評価されていますか。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 今委員さんの言われたとおり、そういうような状況を見ながら、金融機関とも相談しながらという部分で進めているところであります。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 新規貸付状況を見ると、件数も落ちているのですけれども、金額的には約600万円程度26年度に比べて落ちているのです。要は融資をするお金の中には区分として運転資金と設備投資に係るお金があると思うのですけれども、設備資金であれば場合によっては融資を受けた企業が砂川市内の業者を使うことによってお金が円環的にサイクルのように回っていくというようなこともあり得るかもしれない。ですから、設備投資

にお金がかかるということは非常に市内の経済を活性化させることには副次的な産物としてつながると思うのですけれども、新たな貸し付けが発生した中において運転資金と設備資金との貸し付けの割合というか、件数的なものはどのようなものになっていますか。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 新規の申し込みのうち、運転資金については7件となっております。それと、設備関係ということですね、7件ですので、27件がその他ということになります。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 金額的にはどういうふうになりますか。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 運転資金につきましては、7件で67万3,225円となっております。それ以外が……

〔「概算でいいです」との声あり〕

それ以外ですので、2億1,719万6,775円が新規ということになります。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 運転資金で7件、67万程度ですから、想定していた額よりも大分少ないなというふうに思っています。設備投資に係るお金というのは、今答弁にもあったように2億1,000万円以上かかっているのであれば、これは市内に与える経済的な効果というのは非常に大きいのかなというふうに思っておりますので、確かに前年度より600万程度は下がっているのですけれども、一方で設備投資に係るお金が2億1,000万円以上あるということは、この制度があって企業にとっても非常にプラスになっているのではないかなというふうに思うのですけれども、特にこれは金融機関が与信判断をしてお金を貸し付けて、市から直接手は離れてしまうのですけれども、そういう設備投資の状況とか市内に対する景気や経済動向に対する影響とかについては、金融機関と常に情報交換とか、そういったような形で何かここにフィードバックするというようなことはやっていないのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 通常の情報交換という形で状況を確認しているという段階で、特にフィードバックということには至ってはおりません。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 市は決してお金を出すだけではなくて、いろんな情報を収集して、それを分析する。言うなれば一つのシンクタンク化するというようなことも今後政策を考えていく上では必要なことなのかなというふうに思いますし、今の商工の皆さんもネットワークは軽いですから、金融機関の担当者の方とも気軽に情報交換、情報共有できると思いますので、プライバシーには配慮する必要がありますけれども、その辺も取り組んでいって

いただきたいというふうに思います。

それから、この点に関しての最後ですけれども、事務報告書によれば貸し付けの件数がふえていますから、平成27年度末の未償還残高状況が今現在5億2,472万3,241円となっているのですけれども、ここは当然金融機関が与信判断をして貸し付けをして、きちんと返済計画も立てて償還されてくるということですから、さほど心配をしてはいないのですが、一方で市としても公金を使って預託をしている中で、景気情勢によってもし大口の倒産とかがあると、それが焦げつくような形になっても困ると思いますし、金融機関がしっかり担保をとるといってもその担保がすぐに換価できるものかどうかという状況もありますので、この辺というのは市もお金を出して終わりではなく、注視すべきだと思うのですが、その辺というのはどのようになっていますか。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 今委員さんのおっしゃったとおり、しっかり注視しながら進めていくことが必要だと考えております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 今後も積極的にそういったようなことは、先ほどの貸し付けの状況、設備投資の状況等も市内の景気動向をはかる上でのバロメーターになりますので、金融機関とも密接に連携をしながら、情報共有しながらやっていただきたいと思います。

それから、最後に209ページ、企業誘致に要する経費ということで97万5,406円が計上されているのですが、これも事務報告書によれば延べ2回、14件、新潟と東京のほうに行ってきたということなのですから、まず最初にどういった会社を回られてきたのかということをお伺いします。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 昨年度は、新潟と東京にあります砂川に支店等がある本社ですとか、関連企業を中心に回らせていただいております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 今答弁で砂川に支店等があると聞いたのですけれども、一応費目上は企業誘致に要する経費ということで出ているのですけれども、もう既に砂川市内に何らかのゆかりがあるという形なのですが、ある意味、ちょっと適当な表現が見つからないのですけれども、答礼的なものでの訪問なのか、それとも今後さらに砂川市内での事業拡大のお願いというような形での企業誘致として回ってきたのか、その性質的なものを教えてください。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 関連企業の誘致も含めまして、企業規模の拡大等をお願いしているところでございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 企業誘致って今なかなかこの自治体も四苦八苦をしている中で、ただすぐ行って話がとんとんと決まることはないと思うのですけれども、時間もかかるし、最終的にはフェース・ツー・フェースで人と人のつながりで企業が来てくれるということにつながると思いますので、そういう意味ではしっかりと企業誘致の働きかけというのを決して諦めることなく続けていただきたいと思いますと思うのですが、もしもうちょっと詳細を語れるのであれば、企業名は必要ないのですけれども、こういった業種になってくるのかというようなところを教えてください。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 具体的ということになりますと、企業名ということにはならないのですけれども、大型小売店業ですとか、運送業ですとか、物流基地的なものの誘致等ができないかというようなお話をした企業もございますし、そのほか多岐にわたる業種なのですけれども、物流等にかかわる企業という場所には何回か足を運ばせていただいております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 攻め方として2通りあって、最初から対象業種を限定するとか、市内に関連する企業をターゲットにさらに関連企業やその企業規模を拡充してもらおうという考え方もありますし、あるいは手広くとにかくどんな企業でも砂川に来てくれたらウエルカムだというような形で幅広く声をかけるということもあると思うのです。ただ、お金も無尽蔵にあるわけではない。それから、部長も課長も体は当然一つしかないですから、マンパワーのことを考えればそんな多く回れないということもわかりますけれども、余りにも一つのことに固執してしまって、もしかしたら別のチャンネルを持っていれば別の企業が来てくれる可能性もあるかもしれないし、今その企業そのものが来なくても、地元の企業と連携をして、さらにこれから砂川に進出する企業の商機の拡大にもつながるかもしれませんので、あくまでも企業誘致に関する場合にはチャンネルを狭めないでいただきたいと思うのですけれども、その辺年度年度でやっぱりコンセプトが必要だと思うのですが、企業誘致するに当たって今原課としてはどのように考えて動かれていますか。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 特にチャンネルを絞ってということでは考えておりません。少しでも取っかかりができれば、いろんな業種、いろんな企業さんの誘致活動に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 この企業誘致に関しては、過去に今の部長、課長の前任者、さらにその前任者と、いろんな方々がいろんな企業を回ってこられたと思うのですけれども、一回断られても、そこで諦めてしまったら話はつながらないですし、それから時代とともにやっぱり環境も変わってきます。砂川でも昨年スマートインターも開設しまして、E T Cをつ

けていけば道央工業団地からでもすぐに出ていけるというようなこともありますし、工業団地の分譲についても割引をすとか、いろんな工夫をすることができると。時代とともに環境が変わってくるわけですから、前任者がやったところのパイプというのもぜひ切らないでいただきたいと思うのです。当然企業誘致に関する経費も税金ですから、税金には限りがあります。無尽蔵に使えるわけではありませんけれども、一方でせっかく前の人たちが築いてきたパイプを途中から人がかわったということでその企業を回らなくなれば、企業としてもそこで断絶してしまいますので、一回関係が切れてしまうとまたその関係を構築するというのは時間がかかることですから、その辺も意識してこの企業誘致をやっていかないと、毎年お金を100万近くかけてやっても成果ってすぐに出てくるものではないというのはここにいる誰もがわかっていることで、その辺はしっかりやっていただかないといけないと思うのですけれども、最後にその辺の考えだけをお伺いして質疑を終えます。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 継続的に内部的にも意思をしっかりと確認しながら進めていきたいというふうに考えております。

○委員長 辻 勲君 副市長。

○副市長 角丸誠一君 新潟のほうはコメリであります。市の異動で部長等がかわれば途切れてしまうというおそれがあるものですから、昨年場合は行ってこいということで命令をかけました。まちの状況も当然変わっていきますから、向こうの担当もかわったりなんなりして、こちらのほうも考えているものがありますから、情報提供して常に接点だけは持つようにということにつながっていきますのでご理解願います。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 まず、207ページ、中小企業等振興補助金についてなのですが、報告書を見ると26年より27年、空き店舗の解消対策というのはちょっと成績がよくなっているのですが、27年度の段階でいいのですが、空き店舗というのは市内でどのぐらい残っているのかわかりますか。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 商工労働観光課のほうでは数字的には押さえていません。

○委員長 辻 勲君 それでは、10分間休憩します。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時04分

○委員長 辻 勲君 休憩中の委員会を再開します。

小黒弘委員の質疑に対する答弁を求めます。

商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 先ほどの答弁を訂正させていただきまして、実は昨年度商工労働観光課のほうで、市内中心市街地になりますけれども、目視という形で空き店舗等を確認させていただいております。その結果は59カ所の空き店舗等があるということと判断させていただきましたが、ただ兼用住宅等いろいろありますので、その詳細につきましてはそこまで聞き取り等は行っておりませんので、本年度その調査を実施する予定でおります。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 まだ59件もあるのだったのですね。この条例がうまく生かされて、大分埋まってきているのかなと実は思っていたのですけれども、意外とそうでもなかったのだなと今思ったのですけれども、若い人たちが商売をやる気になっている人たちの声を聞くと、砂川の場合はあいているみたいに見えるのだけれども、直接行くと貸してくれないと言われたり、あるいは結構家賃を高いこと言われたりというところが多いようなのです。何でそんなふうになるのかなとっていて、もったいない話が逃げているような気がしているのですけれども、ちょっと一般質問っぽいのですけれども、1回だけ許していただいて、何でそんなふうな状況というのが生まれているのだろうかというふうに思うのですけれども、今59件もあるという状況がある中なのですから、その辺は把握をされているのかどうかお伺いしたいのですけれども。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 そのような状況の把握につきましても聞き取り調査を本年行う予定でおりますので、いろんな状況をお聞きしながらやっていきたいというふうに考えております。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 では、ここはこれ以上聞いても、今後の調査の後でまたお伺いするということにしまして、次にプレミアム商品券、今回は1億以上でしたっけ、209ページなのですから、商品券の発行事業ということで3,100万、たしか3割だったと思うのですけれども、この利用結果について少しわかる範囲でお伺いをしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 商品券につきましては、1億3,000万円分発行いたしましたしまして、換金利用実績につきましては1億2,985万8,000円ということで、ほぼ100%、99.9%の利用率になっております。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それで、利用結果ということをお伺いするのですが、かなり大型店舗も今回は含まれてやったと思うのです。その辺のもう少し詳細な結果というのはあるのか、ないのかなのですけれども、お伺いします。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 プレミアム商品券につきましては、大型店舗、資本金もしくは出資金が5,000万円以上になりますけれども、そちらの利用割合が68.3%、スーパープレミアム商品券につきましては17.3%となっております。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 原課では何か資料を持っているのですね。事務報告書には一切報告がないのですけれども、取りまとめたものというのは、27年は大型のプレミアム商品券だったので、あるのはあるのですね、そこだけちょっとお伺いします。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 こちらの事業につきましては、商工会議所さんのほうが主体となってやっておりますので、その資料は私のほうにも手元がございます。ただ、商工会議所さんのほうで基本的にはまとめた資料ということになります。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 では、またそれは後でもらいに行くことにします。

最後に、企業誘致の関係で先ほども話があったのですけれども、この27年度というのはコメリの物流センターを何とか持ってきたいという話が大きな目玉だったと思うのですけれども、まだ継続中なのか、もうだめなのか、だめだったのか、この27年度ですけれども、そこら辺はどうだったのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 コメリの企業誘致につきましては、私も新潟へ足を運んでおりまして、そういった話をさせていただいております。感触といたしましては今のところ砂川の土地について好感触を持っていただいておりますので、これからもスマートインターチェンジが開通したということもお話をさせていただきながら、何とか地の利を生かしたところで、これからコメリさんの店舗の進出ぐあいにもよるのですけれども、物流基地等を置く場所として道北へ向けての進出の足がかりとしては砂川はいい場所なので、その辺を全面的にアピールさせていただきながら、今も継続して企業誘致に努めているという状況です。

○委員長 辻 勲君 副市長。

○副市長 角丸誠一君 ちょっと補足になりますけれども、小黒委員さんのほうで一大重点プロジェクトと言いましたけれども、水面下で動いている話でありまして、基本的には物流センターは、まず苫小牧の港に入りますから、今苫小牧のほうでは貸し倉庫を借りて物流センターにしている。やがてそこに港での物流センターをつくる。内陸については、今岩見沢とか美唄とか、そういったところが建ってきていますけれども、ある程度の数にならないと、ただ空のものをつくってもしようがないというような話でありますから、コンビニコメリみたいなものも含めてある程度数がここら辺に建たないとつukらないということも、私が2年前ぐらいにもそういう話は聞いておりますけれども、ただいかんせん

人がかわってつながりがなくなってしまうたらそういういい情報もまたいただけないというようなこともありますから、水面下で肅々と、それは何とか工業団地に来てほしいという思いでいろいろ交渉はしていますけれども、向こうもそういう状況があるので、一概にオーケーという話が出ていません。ただ、これも水面下で動いておりますので、余り大々的にやるとほかのところにとられるおそれがありますから、そういう部分の扱いは注意していただければというふうに思います。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 わかりました。一大プロジェクトではなかったのですね。私はすっかりそうだと思っていたのですけれども、いろいろな報道がありまして、ほかのまちでほぼ決まるのではないかとかという話も得たりしているものですから、ここに店舗の大きいのができたので、道央工業団地、今の話でも出ているようになかなかいい話がありませんね、太陽光も途中でだめになったし、スマートインターの大きな理由としては工業団地にかなり近いということもあるので、水面下で構いませんし、私も今後気をつけますけれども、水面下でもいいですから、ぜひぜひ誘致のほうに向けて頑張っていただきたいというふうに思います。

終わります。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。212ページ、第8款土木費、第1項土木管理費、ご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。212ページ、第2項道路橋梁費、ご発言ありませんか。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 217ページの雪みち計画策定に要する経費ということで248万4,000円が上がっているのですが、これは当初予算が上がって、いろいろ質疑した中で、除雪が効率化されて今よりもきれいに除雪ができるというような話があったのですけれども、実際これだけお金をかけて計画をつくってやって、その結果というのはどうなったのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 この雪みち計画につきましては、北2丁目の歩道ロードヒーティング、それから南1丁目の歩道ロードヒーティングということでやらせていただいているのですけれども、今国のほうからは車道の部分については南1丁目のロードヒーティングについて補助金をいただいている。この計画をつくると歩道のほうにも広がるというような観点から、今砂川市が行っている歩道の除雪について体系化をするという思いで計画を策定しております。計画につきましてはおおむねできているところでございますが、現在道との打ち合わせの中で、この計画に伴って交通安全プログラム、これとの兼ね合いを

つくるようにというようなことで、今年度中に一度関係機関と会議を行ってから作成する考えでございます。それができれば次の起工からそのような形で、補助金を国のほうから歩道のロードヒーティング関係についてもいただけるというような形に持っていくために今つくっているところでございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、計画は素案としてはできていても、まだ交渉しているというか、正式にその計画どおりに事業というか、お金が来て実際にこれが動いているわけではないということで、27年度はあくまでもこの計画そのものができているという理解でよろしいのですよね。

○委員長 辻 勲君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 この委託をもって素案ができたというところで、27年度は素案ができたというところでございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 確認ですけれども、そうするとこの素案をもとに、今年度28年度も始まっていますけれども、今言ったロードヒーティングの部分とか、最終的な道との交渉に入って、実際に除雪の効率化というか、ロードヒーティングのところが大きいと思うのですけれども、そういったようなところにつながっていくという理解でよろしいですか。

○委員長 辻 勲君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 委員さんのおっしゃるとおり、今年度において交通安全プログラムの会議を行って、この計画を体系化させていただいて完成させるというような考えでいるところでございます。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。220ページ、第3項河川費、ご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。222ページ、第4項都市計画費、ご発言ありませんか。

武田真委員。

○武田 真委員 それでは、都市計画費のうち緑化推進費、225ページの緑化推進に要する経費についてお伺いしますが、こちらの街路樹の委託料についてなのですけれども、どのような業者がやられているのか、できれば業者名を含めて教えていただきたいのですけれども。

○委員長 辻 勲君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 225ページ、街路樹整枝委託料237万6,000円でございますが、こちらにつきまして行っているものはプラタナスの剪定でございます。474本の剪定を行っているところでございまして、昨年度27年度は請け負っていただい

るのは中央緑化土木さんのほうでやっていただいていたところでございます。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと1社だけだと思うのですけれども、その業者さんには基本的に街路樹の枝を整理するための専門的な技術等は当然あるということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長 辻 勲君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 27年度に請け負っていただきました企業につきましては、全道手広く植栽をやっている企業でございますので、そういうノウハウは持っているところでございます。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に参ります。226ページ、第5項住宅費、ご発言ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 229ページのハートフル住まいの関係でお伺いします。この年はたしかハートフル住まいの条例をやめてというか、要綱になっていったという年だと思うのですけれども、ここに子育て支援補助金とか新規移住祝金とかというのが出ていますけれども、これは特に子育て支援の関係、新規移住の関係はたしか20万だったですよ、それぞれ件数、人数なのか、ちょっと詳しく知りたいので、お尋ねします。

○委員長 辻 勲君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 金丸秀樹君 ハートフル住まいのまちなか、それから永く住まいについて昨年度新たに子育て支援補助と新規移住ということで補助を始めております。まず、まちなか住まいです。こちらについては、子育て支援の補助金は20世帯でございます。人数にすると35人というふうになります。また、新規移住祝金につきましては4世帯でございます。新築が1件、中古が3件という形であります。続きまして、改修のほうの永く住まいでございますけれども、子育て支援補助金、こちらについては6件ございました。

以上です。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 新築、中古の関係なのですけれども、新規移住祝金、よそから来て、たしか要綱を見ると本市以外で居住していた者が本市に来てという要件があるわけです。これが4世帯あったというお話で、新築1件の中古3件、かなり目玉な政策だったと思うのですよ、これは。でも、ほとんど知られていないのではないかなと思うのです。特に新規の移住祝金という関係ですけれども、この80万というのはどんな形で移住されてきた方々にお渡しをしたのかお伺いします。

○委員長 辻 勲君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 金丸秀樹君 新規移住祝金につきましては、商品券という形でお渡しをしております。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 商品券というのは、どんな商品券なのですか。

○委員長 辻 勲君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 金丸秀樹君 ふくろうカードの商品券でございます。これは、市のほうから直接ではなくて、ふくろうカードの事務局のほうに、受ける方には通知として補助金は幾らと、それから新規祝金についてはこれですということで明記しまして、こちらについては商品券でお渡しするというので、ふくろうカードの事務局のほうで商品券を受け取っていただいているということでございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 何かもったいないなと思っているのですけれども、実はこの決算書を見て初めて知ったのです。私だけかもしれないのですけれども、移住して、その制度があって、しかも新築1件、よそから来てくれて家を建てて、それから中古住宅を3件買ったという方がいらっしまったわけなのです。それで、この渡し方なののですけれども、ふくろう商品券を渡したということなのですけれども、どういう渡し方をしたのですか。

○委員長 辻 勲君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 金丸秀樹君 商品券の渡し方ということでのご質問でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、補助金の通知というのがご本人に郵送されますので、そちらの中にふくろうカードについてはふくろうカード事務局へということでお話ししまして、商品券も種類がございますので、事前に事務局のほうに券種をご連絡くださいと、それから枚数が結構な枚数になりますので、事務局のほうでは用意にも時間がかかるということで、先に連絡をしていただきまして、事務局のほうに行って、直接事務局のほうからお渡しいただいているのが実際でございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 市長、移住は最近は一生涯懸命、これは砂川にとっては結構大きな移住の政策として商品券なのだろうというふうに思うのです、今のところ。もっともっと本当はやったほうがいいのかと思うのですけれども、例えば例のごとく市長室に呼んで直接渡すとか、あるいは子供さんがいるのなら一緒にいて、例のチェックのああいうところでしたらと渡すというようなことをぜひやられたらよかったです。特に最初の方なんていうのは、まさに新聞ネタとしては最高にいいネタだったのではないかとこのように思うのですけれども、何でそんなふうに考えなかったのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 市長。

○市長 善岡雅文君 小黒委員の言うとおりでというふうに聞いておりました。私も件数を知ったのは今初めてでございます、ああ、来ていたのだと。ただ、私の根底にあるの

は、恐らく遠くから来たのでなくて近隣から来るから、宣伝はしたくない。取り合いの最たるものの渦中にはまるようなことをしたくない。ただ、小黑さんの言った市長室で渡すというのは、まさにそのとおりだと思っています。ただ、新聞に載せて、恐らく奈井江か滝川あたりの人が移ってきたのだらうと、想定では。そこで新聞に載せ合いながらやるというのは中心市としていかがなものかなと、こそっとやったほうがそれはいいのだらうと。ただ、商品券を渡すのは、どことは言わずに、やるのはやっぱり理解してもらうためには必要かなというふうに聞いておりました。

○委員長 辻 勲君 小黑弘委員。

○小黑 弘委員 市長もわかっていらっしゃらないので、27年度の4世帯はどこから来られたのですか。

○委員長 辻 勲君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 金丸秀樹君 数の割り振りはこちらのほうに持ってきておりませんが、記憶ですと滝川と上砂川でございます。

○委員長 辻 勲君 小黑弘委員。

○小黑 弘委員 それは何が悪いのという話なのですけれども、せっかく砂川に住んでくれるために家を建てたり、中古住宅を買ってくれたのです。市長の考え方は僕はちょっと違うなと思うのだけれども、近隣から引っ張り合いって、まさにみんな引っ張り合いをやっているわけで、引っ張り合いをやっている中でどうするのだということが現実として、でも砂川がいいからと思って4世帶來てくれたのだから、本当にないしょにするなんてもったいない話だと僕は思うのです。こういうことこそしっかりと、来てくれたのだと。しかも、ちょうど条例が期限付きの条例みたいな話があって、今回は条例を変えてやらないのかと言ったら、要綱でやりますみたいな話になって、実は議会でも取り上げられていないものですよ、これは。予算の中で聞くしかなかったという。今決算の中で、こんなに本当にあったのだなと思って、子育て支援の補助金が35人の子供ですよ、大きいではないですか。何でこういうのをちゃんとやらないのかなと思うのですけれども、何で市長に教えないの、こういうこと。

○委員長 辻 勲君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 金丸秀樹君 まず、市長室でというお渡しの話で、私もそういう話がありまして、総務部局のほうともぜひ写真を撮りたいと、少なくとも。広報だとかプレスとかに載せたらいいだらうということで私どものほうも、市外からいらっしゃいますので、お時間がまずない。それから、こなれたまちでもないの、出たくない、出してもらいたくないというような意向も当初から3件ほどありまして、そのうちに、毎日あるものではございませんので、時間も過ぎまして、4番目、5番目の方で市長室にお呼びするというのもコメント的には余りふさわしくないということで、そちらのほうについては控えましたということでございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 本人が嫌だというなら、無理やりやるわけにいかないけれども、ではせめて10世帯目ぐらいに。とにかく何とか住んでもらいたいということがあるわけですし、せつかくのこういういい機会をぜひ生かしてほしいなというふうに思うものですから、ちょっと失礼な言い方をしましたけれども、今後少し考えていただいたほうがいいかなということをお願いして終わりたいと思います。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次に進みます。232ページ、第9款消防費、第1項消防費、ご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。236ページ、第10款教育費、第1項教育総務費、ご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。238ページ、第2項小学校費、ご発言ありませんか。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 1点だけお伺いします。243ページ、市費教員任用に要する経費ということで552万円、これは北光小学校のことだと思うのですが、まず確認ですけれども、ここに書かれている市費負担教員報酬ということで552万円が計上されているということですから、通常ですといろんな手当等がつくのでしょうか、そういったようなものというのもこの報酬の中に全て含まれているという理解でよろしいですか。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 今回のこの総額の中に全てのそういう人件費に係るものについては含まれております。一旦全部本人に支払いをいたしまして、総務課を通して控除という形になるということでございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 この市費教員任用の関係なのですが、この契約期間というか、任用しているのはその年度、年度ごとに契約をしていくものなのか、それとも複数年度にわたる契約で行われているのか、その辺はどのような状況ですか。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 契約等につきましては、一年一年の契約ということになっております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 1年、単年度契約だということなのですが、市費でこのような教員を手当てしているわけですから、教員の配置ということになれば道教委の人事だと思う

のです。一年一年の契約ですので、同じ人がずっと何年にもわたって契約できるのか、それとも場合によっては人員のやりくりの中で人がかわる可能性、こういう人を配置するというは市としてもお金を出すので構いませんと、ただ人の配置のことを考えたときに、同じ人が継続的に北光小学校に置かれるのか、それともあるいはまた単年度契約をする中で、人事権は道教委にありますから、別の人にかわるというようなことがあるのか。つまり何が言いたいかという、普通一般の教員であれば経験年数等に伴って年功序列で賃金が上がったりとか、変動幅があると思うのですけれども、今回これは報酬という形で552万でがちっと固定されていますから、その辺というのはどのような形になっているのですか。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 この契約については、道教委でなくて市と先生と契約している内容でございます。今回のこの報酬の算出につきましても、道教委の同じレベルの年齢というのですか、そういう等級から引っ張ってきまして、参考にしてこういう報酬という金額を定めたところでございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 ちなみに、キャリア的には今どういったような方がここに配置をされているのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 詳細なキャリアというか、年数のものは持ち合わせておりませんが、40代後半というふうに向っておりまして、それ相当のキャリアを積んだ先生だというふうに向っております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 小学校の教員ですから、いろんなことをできないといけないと思うのですけれども、今ほど答弁にあったように40代の後半である程度のキャリアを積んでいれば経験が豊富なのかなと思うのですが、市と本人とが契約しているということですので、そうなれば市がこういうような形で手当ををする限り、先ほどの質疑に戻りますけれども、ずっと同じ方が配置できるのかなと。子供たちにとっても、極端な例ですけれども、単年度で人がかわるというようなことがあれば子供たちの心も離れてしまうというようなことあるかと思うのですけれども、その辺というのは今現状で考えれば同じ人がこれからはしばらくの間は継続されていくという認識でよろしいですか。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 委員おっしゃるとおり、単年度か2年、短い間でかわられるというのはいろいろ支障が出ます。これらについては、市との契約の中でございますので、この先生については双方合意というか、先生の承諾を得る限り期間がなく採用していきたいというふうに考えております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 市費で任用している教員なので、費用弁償というのが通常の旅費とかいろいろなものに該当する研修等に行くとか、そういったような経費に係るもので出ると思うのですけれども、通常一般の小学校、中学校ですと教員がいろいろな研修をしたり、スキルアップをしたりするようなことがあろうかと思うのですが、この市費で任用されている方というのはそういった通常の配置されている教員の方の研修とは多分別枠になるわけですから、そこで新たな研修とかをもし受けたいとかとなった場合にはまた別建ての予算になるのか、それともそもそもそういうことが想定されていないのかどうかというのは、これはいかがでしょうか。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 この先生の出張関係につきましては、費用弁償という中で対応しております。ただ、今現状の中では特別支援の関係の担当をしているということでございますから、その関係の研修に昨年度は多く行っていらっしゃる。通常の研修に行くという場合でも、市で採用している教員の方ですから、この費用弁償の中で対応させていただきます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 最後にお伺いしますけれども、どのような形で任用されていても教員ということは教員でありますから、教員の皆さんのスキルアップということは当然キャリアを積んでいく上では必要なことだと思うので、その辺通常の採用されている教員の方と市費任用されている方との間で差が出ないようにというか、そういったようなことに対する手当てというのはその都度、その都度教育委員会のほうで考えられるのでしょうかけれども、そのことの確認をして、最後の質疑として終えたいと思います。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 研修関係、会議も含めてですけれども、必要なものについては市のほうで予算化をしっかりとしていきたいというふうに考えております。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。242ページ、第3項中学校費、ご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。248ページ、第4項社会教育費、ご発言ありませんか。

武田真委員。

○武田 真委員 それでは、255ページの図書館の運営管理に要する経費についてお伺いしますが、このうちの図書購入費なのですが、この内訳の中で行方不明になった本あるいは破損した本の補充で購入されたものの割合というか、件数的なものを把握されているものがあれば、教えていただきたいと思います。

○委員長 辻 勲君 図書館長。

○図書館長 今崎大三君 図書の購入につきましては、年間400万ほどの予算を計上しております。それにつきましては10項目ほどの分類の中で、大まかに申しますと小説が600冊、文学が250冊、社会科学が250冊のような形で新規で購入という形になっております。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 その中の行方不明になった本とかがあると思うのですけれども、あるいは汚損とか破損された本が毎年発生していると思うのですが、その補充分といたしますか、それらに対する新規購入の中でそうした破損や汚損された分を補充した図書の割合といたしますか、金額というのは把握されているかどうか確認したいと思います。

○委員長 辻 勲君 図書館長。

○図書館長 今崎大三君 それにつきましては、具体的な数字は把握しておりませんが、そんなに多い数ではないということ聞いております。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 では、概算で構わないのですけれども、例えばそれが10万円ぐらいとか、そういった概算的な数字も押さえていないということでしょうか。

〔「休憩」との声あり〕

○委員長 辻 勲君 暫時休憩します。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時47分

○委員長 辻 勲君 休憩中の委員会を再開します。

図書館長。

○図書館長 今崎大三君 大変失礼しました。

年間の紛失、破損している本につきましては、一般書で21冊、児童書で4冊という数字になっておりますけれども、これにつきまして、その年によって違うのですけれども、おおよそ1万円ほどの補填をしているということでございます。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 想像していたよりは少なかったのですけれども、それでもゼロではないということなのですが、そうしますと図書館の、それは故意か過失かわかりませんが、市民の財産である本が紛失されたり汚損されているという状況にあるというのはあるので、例えばその利用者に対するマナーの周知あるいは注意喚起等はされているのかどうか、その状況についてお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 図書館長。

○図書館長 今崎大三君 それにつきましては、具体的なものにつきましてはございません。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 図書館の本をたまに読みますと、例えば中にメモが書いてあったりというようなものがあって、読みにくいものがあつたりしますが、そういったものに対する注意喚起というのは、図書館で貸し出す際、あるいはその他の機会に何か注意喚起するというようなことはやられていないのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 図書館長。

○図書館長 今崎大三君 図書の貸し出しをするときに、図書カードというのがございますけれども、そちらのほうに注意喚起というのがございます。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 それ以外に何かお知らせしているとか、マナーの向上について努めているとか、そういったような方策は何かされていないのでしょうか、もう一度確認いたしますけれども。

○委員長 辻 勲君 図書館長。

○図書館長 今崎大三君 毎月児童、それから一般の方々に対しまして、ヨンデしんぶんというのを発行しておりますけれども、そちらのほうで注意喚起することもございます。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。256 ページ、第5項保健体育費、ご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。260 ページ、第6項給食センター費、ご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。264 ページ、第11款公債費、第1項公債費についてご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。266 ページ、第12款諸支出金、第1項過年度過誤納還付金、ご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。266 ページ、第2項特別会計繰出金、ご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。268 ページ、第3項開発公社費、ご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。272 ページ、第13款職員費、第1項職員費、ご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。276 ページ、第14款予備費、第1項予備費、ご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、歳入に入ります。532ページからの財産に関する調書を含めて質疑ありませんか。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 歳入、1点だけでありますけれども、総括の中でも不納欠損等のお話をして、税の徴収についての関係のお話をお伺いしましたけれども、非常に細かい話になっていきますが、やはり税はしっかりと公平に負担をしていただいで公平に徴収をしなければならぬということを考えたときに、決算書を見ると現年課税分での収入率というのは税務課の皆さんがご苦労されて非常に高い水準で推移をしていると、これ自体は取り組みとしていいのですが、一方で、これはずっと数年前からの問題だと思いますけれども、滞納繰越分についてはなかなか収入率というものが上がっていかないと。現年課税のほうが優先されるというところもあるのでしょうかけれども、その辺大体2割から3割の間ぐらいでいつも、いろんな税を見ても推移しているのですけれども、原課としてはしっかりと滞納繰り越ししている部分も徴収していかないといけないと思うのですが、決算をつくるに当たってその辺というのは原課としては今どのようにお考えになっているのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 税務課長。

○税務課長 為国修一君 滞納繰越分の収納率が大体二、三割ぐらいにおさまっているということでもありますけれども、27年度の決算でいいますと滞納繰越分は相当数ポイント的には上げてきております。ここ最近滞納繰越分の収納率も右肩上がりには若干はなってきたておまして、その要因といたしましては現年度分を最優先で納めさせていくというのが数年前から取り組みを強化しておまして、そういったことが納税者の方々に浸透されてきて、我々徴税職員も、現年度分は約束いただいたとおり納付する傾向にあるので、その分あいた時間を滞納繰越しの収納という方策を考えてやっているという状況でありますので、今後もとりあえずは現年度分を間違いなく納期限内に納税をしていただいで、時間をつくって滞納分の処理に当たりたいというふうに考えております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 今ほど原課からも力強い答弁をいただいたので、本当にそうです。これは、お金はしっかりと徴収しなければいけませんから、それはちゃんとしっかりと徴収していただかないといけないと思いますし、そこは非常に評価できる場所であります。

滞納繰り越しにもいろんな理由があると思うのですけれども、特に経済的な事情で困窮をして、なかなか税金を納めることができなくていろんな税務相談等を受けると思うのですが、一方で、滞納している中の状況というのは多分いろんな状況があると思うのですけれども、自治体によっては当然滞納すればそれに加算をして徴収するような自治体もあるのですが、砂川市の現況としてはどのようになっているのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 税務課長。

○税務課長 為国修一君 砂川市としても延滞金というものも含めて徴収しておりますが、

延滞金の額も時期を置けば置くほど多額になっていきますので、延滞金と滞納税と合わせて納付するという事は困難な場合も考えられますので、そういった場合は延滞金を離して、とりあえず滞納税だけいただいて、後ほど税が終わった後にでも延滞金の部分は間違いなく徴収するというふうに公平性を保って対応しているところです。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 今少し安心したのは、延滞金もきちんと取るけれども、その前に先に最初の認定した税の額をちゃんと徴収すると。払うほうは義務として払わないといけないのですけれども、最初から延滞金もかかって徴収になると額がやっぱり多額になるものですから、そこに心理的な抵抗が生まれて自暴自棄になっても困るので、その辺はしっかりと対応されているのだなというようなことはわかりました。

次に、一般的には固定資産税にかかわってくる話になろうかと思うのですが、固定資産ですから建物や土地といった不動産が対象になって、よくあるのは税を滞納したままお亡くなりになって相続が発生すると。相続をすると、お子さんとか相続人が1人の場合はいいのですが、複数いらっしゃる場合もあるかと思うのです。固定資産税は当該年度の賦課期日が1月1日ということで課税されるということになるのですが、これが課税されるときに通常は登記所の登記を見て、誰が所有者かということがわかるのですが、遺産分割とかをしても登記がなされるまでの間のタイムラグがあって、実際には共有扱いになっているかもしれない。税で課税するときには、登記には公信力はないですから、真実の権利者かどうかわかりませんよね。ですので、土地補充課税台帳とか家屋補充課税台帳に登録をしなければならない。この登録をした段階で納税義務者に対して通知を発送すると思うのですが、今言ったように共有の場合には地方税法の10条の2で連帯納税義務者というものがあって、この全員に対して納税の告知をしないと納税の告知の効力として発効しないのですが、砂川市の場合は今こういう共有関係にある方に対する納税告知書というのはどのように告知されていますか。

○委員長 辻 勲君 税務課長。

○税務課長 為国修一君 相続のあったことに関してでありますけれども、お亡くなりになられて、それぞれ役所等でお手続をされたときに、税務の窓口にもお越しになります。そのときに、登記上は亡くなられた方の名義でいくというのがほとんどなのですが、亡くなられた方に納税通知書を送ることはなりませんので、そういった場合は納税管理人といいますか、代表者の方を選任していただくということになっております。例えばそれが複数になったといたしましたら、砂川市の場合は代表者の方のお名前を表記させていただいて、ほか何名という形で代表者の方のところに郵送させていただいているという方法をとっております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 どうしてこの質疑をしたかというのと、今まさにやられている自治体も多

いのですけれども、国の見解が絶対のものではないです、裁判になったわけではないですから。ただ、税法上というか、税の実務上、自治体を取り扱っている税の中で今砂川市がとっているような代表者に対して納税告知書を送った場合であっても、ほかに共有関係のある方に対して告知書を送らなければ、そこで納税義務をしっかりと負わせることはできないというような実務慣行があるらしいので、この辺運用のところですけども、もうちょっと詳細を調べていただいて、税を取れるところ、取れるところというのはちゃんと払う義務があるということですけども、払う義務がある人全員に公平に請求をして納税をしっかりと促すということは必要になってくると思いますので、ほかの自治体やそういった税の実務慣行があるというのは私の調査ではあるのですけれども、もしかすると何か別の要件とかがあるのかもしれないので、その辺をしっかりと把握してやっていただきたいと思うのですけれども、その辺のお考えだけをお伺いして質疑を終わります。

○委員長 辻 勲君 税務課長。

○税務課長 為国修一君 共有名義の税に関しては、きちんと税を納めていただいている間は別に関係がないというか、何の不利益もないと思いますけれども、これが一時滞納されますと滞納処分するときに代表者の方にしか催告書、納税通知書等々は行っていませんので、連帯で持ち合わせている方の財産調査まではできないというようなことも危惧しているところですので、今委員さんおっしゃるように、そういう複数代表者がいる場合にはどういった方法が一番効率的でやりやすいのか、それをちょっと検討させていただきたいと思います。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 それでは、55ページの手数料の中のし尿処理手数料についてお伺いしますけれども、し尿手数料の収入未済額です。去年に比べて大幅にふえているわけですけども、ふえた要因についてどのように考えているかお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 し尿の手数料についてでございますけれども、まず現年分につきましては8件で金額が8万1,000円になってございます。このうちの6件は、古くから居住されている方で、年に数回くみ取りをするわけなのですけれども、通常であれば次回のくみ取りのときに完納、もしくは少しでも入れていただくというようにしているのですが、経済状況が厳しいということで完納までには至っていないというのが1つでございますし、また昨年この8件のうちのあと残りの2件、これにつきましては新たにその世帯に入った人ということでございます。実はこの2件が8万円の中のほぼ半数を占めておりまして、多くの方には、先ほども言いましたが、完納していただいたり、少しでも納めたりしていただいているのですけれども、中には経済的にどうしても厳しくて納められないという方がおられます。ただ、これに対しましては特に取り組みをしていないということではございませんでして、催告書の文書を6回送付したり、直接5回訪問したりも

しております。これは、引き続き年度明けましてもやっております、現状におきましては今これが大体半分ぐらいまでは収納できているという状況でございます。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 手数料の徴収の方法なのですけれども、仕組み上納めないというのは非常に理解しがたい部分があるのですけれども、それはくみ取りに当たって経済的な理由が主な原因であって、それ以外の理由は特にないということなのではないでしょうか。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 多くはやはり経済的ということでございます。くみ取りも、完納している、していないにかかわらず、これはやっぱりたまって、くみ取りはしなければならぬ。納めていないからくみ取りをしないという状況にもなかなかならないものですから、そこは約束をしながらでも少しずつ納めていただいているという状況でございます。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、本人が不在というわけではなくて、行けば本人さんがいらっしゃるということで、その都度ご本人に直接お会いしてその旨説明されているということなのではないでしょうか。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 この現年分につきましては、本人ではなくてもご家族の同居の方というのがございます。その方にもお話ししたりして、時には会えないときもございますけれども、なるべく会って、やっぱり事情を聞かないとなりませんので、そのような取り組みはしているところです。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 粘り強くお願いしたいと思います。この件については終わります。

続きまして、財産収入のほうに入りたいと思うのですけれども、財産収入の中の91ページなのですが、物品売払収入について若干お尋ねしますけれども、この中の不用品売払収入ということで芝を売られているわけなのですけれども、こういった不用物品の売り払いの方法についてお尋ねしたいのですけれども、こういった形でこれを売り払ったのか、手続的にどういう形で行ったのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 こちらの売り払いでございますが、旧ゴルフ場の芝でございます。これにつきましては、昨年度から解体工事ということで、公社の後を私ども土木課が引き受けて解体工事に入ったところでございますが、翌年の春に見たところ芝がまだ売れそうだというような話がございましたので、これにつきましては去年からホームページ等を活用して販売させていただきながら、3年でゴルフ場コースを解体するというようなことで、初年度だけ行っているのですけれども、やった中身につきましては、小口の方には

その場ではぎ取ってもって行ってちょうだいというのが1つ、もう一つのやり方につきましては何万平米という、1万平米単位でございますけれども、これらについては3年以内に持って行っていただくというようなことで契約をさせていただいて、その間自分たちで管理していただくと、私どもは管理しませんよということで、そのときは少し単価を下げさせていただいた。そのときの収益でございます。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 売り払いの方法なのですけれども、昨今公有財産の売却方法については例えばインターネットを利用した競争入札等をやられている自治体も見受けられますけれども、そういった形でインターネットを利用した公売等を使って売買するというような検討はされていなかったのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 価格につきましては、見積もりをとりまして、内部で査定してお出して、販売の日付と売買方法につきまして広報のほうに周知させていただいて、春の段階で販売させていただいたところでございます。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、単価等はわかったのですけれども、売却に当たって直接の売り払い以外にそうしたインターネット公売を使った方法等については検討されなかったのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 ほかの方法は考えませんでした。理由は、時間がなかったものですので、春先に早急に販売というような形になったものですから、早急に進めるためにその形をとらせていただいたところでございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 歳入の関係です。市税の関係、先ほどの話にも出てきたのですけれども、実は今回の決算委員会のために十数年前の決算書を見たら、随分きれいな決算書になったなというふうに思っているのですけれども、その当時は収入未済額は1億5,000万ぐらいあったりとか、質疑しやすい決算書だったのですけれども、今回は先ほどの話にも出てきましたけれども、収入率、前は収納率と言っていたかな、収入率、同じ言葉でいいのですよね、現年度はかなり高くなっていて、全道の市をしいている中では大体どのくらいの位置になるのですか。

○委員長 辻 勲君 税務課長。

○税務課長 為国修一君 市税全体で申し上げますと、ここに記載はありませんけれども、市税全体の収入率でいいますと当市は97.84%ということになりまして、昨年と比べますと0.85ポイント増加したことになります。これを35市の中の順位でいいますと、上から3番目というような位置につけているところであります。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 せっかくだから、上の2つというのはどこなのですか。

○委員長 辻 勲君 税務課長。

○税務課長 為国修一君 名寄さんと土別さんです。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それぞれの市でそこら辺のところをアピールしているというところもあつたりするのですよ、ホームページや何かを見ていくと。上から3番目って中途半端な数字なのだけれども、例えばそういう言い方の中で現年度だけとか、これって現年度と滞繰とを合わせた数字として97.84ということでしたよね。現年度は現年度で、うちは実は全道の市の中でトップですみたいな話というのを言っているところもあつたりして、この辺のところはどうでしょうか。

○委員長 辻 勲君 税務課長。

○税務課長 為国修一君 詳しくは調べてはいませんが、恐らくそれぞれの市のホームページ上で我が市は収納率1位ですとかというのは書かないと思います。ただ、北海道市長会のほうで年に1回、税務主管者会議という会議がありまして、そこで収納率の高いところの意見を聞きましょうとかという議題もあるときがありますので、そのときには1位の市の方は胸を張ってお話はされていると、事務方のときにはそういう順位は気にしているのですけれども、余り市民に向かってそういうことをされているところはないと思います。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それは、もうそれ以上いきません。

ただ、報告書を見ると昨年と比べても、例えば文書による納税督促状況、督促状みたいなことですね、あるいは差し押さえ状況も少なくなっているのです。少なくなっていて、収入率が上がっていく、現年度のことに関して。滞繰も上がっているという状況でもあると思うのですけれども、そこら辺というのはどういう要因があるのですか。

○委員長 辻 勲君 税務課長。

○税務課長 為国修一君 基本的には納税者の方々が納税をする意識というものがしっかりと植えついてきているのではないのかなというふうに思います。これは、ここ最近やったからそういったものでなくて、砂川の納税吏員が毎年、長い間をかけて、現年を先行して納めましょうですとか、そういった収納だけではなくて賦課する係のほうも発付のときには納税義務者に対して親切丁寧にわかりやすく説明をしてきたというものの積み重ねが今そういった状況で出てきているのだというふうに考えています。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 ちょっと話を変えるのですけれども、今回の決算を見ていても、財政分析の指標を見ていっても、相当いい数字になってきています。公債費比率あるいは起債制

限比率なんていうのは、十何年前を見るとびっくりするほどになってきています。ただ、最近多いのですけれども、差し引きの黒字という言い方も変ですけれども、4億、大きな数字で出てきている。これは財政的には非常にいいのだらうとは思いますが、数字のことにしても、あるいは赤字どころか今は4億残して決算が終わっているという状況はいいのですけれども、何かそろそろ元気が出るような施策というのをやっていってもいい時期なのかなというふうに思っているのですけれども、ちょっと総括質疑過ぎますか。

〔「ちょっと」との声あり〕

では、予算のほうがいいですか、わかりました。では、それはもうやめましょう。

あと、最後にふるさと納税の関係でお伺いをします。今回がまさに1億6,000万でしたっけ、歳入のほうとしては8,000万ぐらいの寄附金という形になってはいますが、今それぞれ民生費、3分類ぐらいにして歳入の中に書かれているのですけれども、これはあくまでも納税をする方の意思をここにあらわしているということによろしいのかどうかお伺いします。

○委員長 辻 勲君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 寄附金でふるさと、こちらの総務寄附金でございますが、まちづくり事業資金としまして8,253万5,377円の決算は、これはふるさとの寄附金もちろんございますが、市内の方からいただいた寄附も含んでございます。また、ふるさとの寄附金については、お名前については定例会ごとの主要行政報告のほうで公表してもよいという方についてはそちらで公表申し上げますけれども、こちらはいただいている寄附金総額でございますので、全員の方といたしますか、平成27年度で申しますと総務費、民生費、教育費、さらに病院のほうの寄附金がございます。こちらのほうの27年度の総額といたしましては1億8,000万弱の額となっておりますけれども、決算につきましては寄附金の性格上、最終的な寄附、お気持ちのものですから、幾らいただけるのかという予算確定が難しいために、決算としては例えば1月の半ばで寄附を打ち切って、残額は次年度に振りかえるということを行っておりますので、それらを全部足して1億8,000万プラス市内の方というふうにぴったり合うというものではございませんので、その点をご理解いただきますようお願いいたします。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 金額的にはわかったのですけれども、総務費、民生費、教育費、分けていく方法ですよね、こちらのほうは寄附者の意図がそうだからということによいのかどうかですけれども。

○委員長 辻 勲君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 ご指摘のとおり、寄附をいただくに当たってどちらの費目でということについてもインターネット等で確認をさせていただきますので、特段のご希望がない場合にはまちづくりということになりますが、4つの費目についてはご本人のご希望とい

う形で収入を受けてございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今年度28年度がどのぐらいになっていくのかというのはこれからなのですけれども、大きな金額がこういうふうに乗った27年度なのですけれども、目的をもう少しはっきりしていくという方法、少し飛び出してしまうかもしれないのですけれども、今後やっぱりそういう考え方というのもしたほうがいいのかというふうにはいるのですけれども、その辺の考え方だけ最後に聞かせていただければと思います。

○委員長 辻 勲君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 例えばふるさと応援寄附金について特定の事業をまさに定めて、それに対しての寄附をいただくという形のいわゆるクラウドファンディングという方法をとっている自治体もあろうかと思いますが、クラウドファンディングを実施した際に、もしその目標額に達しなかった際にはどのような展開をすべきかという問題もございますし、本市においては基本的に特定の事業というよりは、ある程度継続的な中で実施している事業で、この4つの費目についてはこういう形でお受けしておりますけれども、例えば寄附者の方からのご要望が全く違う形でということのものが生じてまいりましたら、それはお受けするに当たって検討はしなければならぬものと考えてございます。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

本案を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり認定することに決定しました。

議案第21号の審査はあす行います。

◎散会宣告

○委員長 辻 勲君 これで本日の委員会を終了いたします。

散会 午後 3時20分